

第8回

松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成17年1月12日 （水） 10時10分

場 所： 鷹島町スポーツ文化交流センター

第8回松浦地域合併協議会

| | | | | | | |
|---|-----------------|-------|-------|--------|-------|----------|
| 開会年月日 及び時間 | 平成17年1月12日(水) | | | | 開会時刻 | 午前10時10分 |
| | | | | | 閉会時刻 | 午後17時06分 |
| 会議の場所 | 鷹島町スポーツ文化交流センター | | | | | |
| 出席した 委員 30名中 28名出席 | 会長 | 吉山 康幸 | 副会長 | 松永 茂治 | 委員 | 志水 勝輔 |
| | 委員 | 宮本 正則 | 委員 | 福村 邦廣 | 委員 | 椎山 賢治 |
| | 委員 | 寺澤 優國 | 委員 | 松瀬 輝治 | 委員 | 友田 吉泰 |
| | 委員 | 志水 正司 | 委員 | 岡本 哲夫 | 委員 | 松本 國茂 |
| | 委員 | 田島 忠志 | 委員 | 村田 末廣 | 委員 | 金内 武久 |
| | 委員 | 武尾 嘉明 | 委員 | 池水 英比古 | 委員 | 田中 まゆみ |
| | 委員 | 太田 末男 | 委員 | 山口 芳正 | 委員 | 永田 俊子 |
| | 委員 | 前田 次男 | 委員 | 井筒 清治 | 委員 | 廣瀬 茂好 |
| | 委員 | 森 眞一 | 委員 | 村田 茂實 | 委員 | 吉井 重忠 |
| | 委員 | 大畑 安盛 | | | | |
| 欠席した委員 2名欠席 | 委員 | 日高 雅之 | 委員 | 村上 公幸 | | |
| 規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名 7名出席 | 幹事長 | 友廣 郁洋 | 副幹事長 | 坂井 秀敏 | 副幹事長 | 金井田 豊秀 |
| | 幹事 | 山崎 薫 | 幹事 | 末永 悦二 | 幹事 | 小田 鉄三郎 |
| | 幹事 | 斉藤 誠 | | | | |
| 職務のため 会議に出席した 者の職名 | 事務局長 | 大久保 整 | 事務局次長 | 丸形 啓二 | 事務局職員 | 瀬戸 守 |
| | 事務局職員 | 鴨川 聡 | 事務局職員 | 出口 義之 | 事務局職員 | 宮本 一樹 |
| | 事務局職員 | 嘉松 正仁 | | | | |
| 協議事項 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の内容 | 別紙のとおり | | | | | |

第 8 回松浦地域合併協議会会議次第

【日時】平成17年1月12日(水)10時～

【場所】鷹島町スポーツ文化交流センター

1 . 開会

2 . 会長挨拶

3 . 議事

協議事項

【新規協議事項】

- * 協議第46号(協定項目 2号)合併の期日に関する事
- * 協議第47号(協定項目 5号)事務機構及び組織の取扱いに関する事
- * 協議第48号(協定項目12号)地域審議会の設置に関する事
- * 協議第49号(協定項目16号)公共的団体等の取扱いに関する事
- * 協議第50号(協定項目23号)一部事務組合等の取扱いに関する事

4 . その他

5 . 閉会

午前10時10分 開会

大久保事務局長

それではお待たせいたしました。ただ今から第8回松浦地域合併協議会を開催いたします。開会に当たりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆様おはようございます。そして新年明けましておめでとうございます。

お健やかに平成17年の新春をお迎えのことと、心からお喜びを申し上げる次第でございます。この一年が委員皆様方にとりましても、あるいはまた、この会場にお集まりの皆様方、そして松浦地域1市2町の住民の皆様方にとりまして、よりよい一年になりますことを心から御祈念を申し上げる次第でございます。

さて、県内の市町村合併の動きについてでございますが、いよいよ本土地域の合併が始まりました。去る1月4日に、長崎市と西彼6町の合併により、44万8,000人という新県都「長崎市」が誕生いたしました。平成の合併では、県内で5番目の合併となりまして、県内の市町村は昨年初めの79市町村から56市町村となり、これまでに約3割の自治体が減少したということになる訳でございます。

松浦地域合併協議会におきましては、昨年9月の発足からはや4カ月を迎えました。昨年は、委員皆様には厳しいスケジュールの中で、合併の協議に精力的に御参加を賜り、それとともに協議会の円滑な運営に御協力をいただき、7回の協議会を開催し、37項目の協議を終えることができました。ここに改めまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本年も、この合併協議会でのしっかりとした議論をもとに、期限をにらみながら、スピーディーかつ堅実に協議を調べ、住民皆様の御理解を受けて合併の決定と、合併に向けた準備を進めてまいりたいと存じます。

本日は、基本的協定項目であります合併の期日についても御提案いたすことといたしております。

どうか活発な御議論をお願い申し上げます。

結びに、本日御出席の委員皆様の御健勝と御多幸をお祈り申し上げますとともに、本日の協議会が実り多きものとなりますように、委員各位の御協力をお願い申し上げて、冒頭のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

大久保事務局長

それでは、第8回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、松浦地域合併協議会の規約に基づきまして、会長が務めることとなっておりますので、吉山会長にお願いいたします。

吉山会長

それでは、協議会規約に従いまして、私が議長を務めさせていただきます。

前回の協議会では、すべての提案項目の確認をいただきました。本日は、新規協議事項の協議第46号 合併の期日に関することから始めてまいります。

事務局から説明を願います。

大久保事務局長

それでは、事務局の方から、協議第46号（協定項目2号）の合併の期日に関することにつきまして、御提案、そして御説明をいたしたいと思っております。

議案の1ページをご覧いただきたいと思っております。

「合併の期日については、平成18年1月1日とする。」という御提案をさせていただいております。

この合併の期日は、基本協定項目として位置づけられており、新市の誕生の日となる重要な項目でございます。

まず、期日の設定について、検討の経過を含め、御説明を申し上げます。

今回の合併は、現行の合併特例法の適用を受けることを前提に協議が進められているところでございまして、資料の2ページ、3ページをちょっとご覧いただきたいと思っておりますけれども、このように17年3月までに県知事に合併を申請し、そして18年3月までに合併市町村を設置するという必要がございます。そして、前回の協議会では、合併を決定しながら、できるだけ早く進めて欲しいという御意見もいただいたところでございます。

そのようなことから、合併期日の調整に当たりまして、幹事会におきましては、全部会長も出席いたしまして、どこまで合併準備期間を縮めることができるのか。また、期日を特定するならばいつがよいのか。これらのことにつきまして、それぞれの立場から、意見を交わしながら協議を行いました。

また、市町村が合併するためには、関係市町村の各議会における議決後、県知事への合併申請、県議会の議決、それから知事の合併決定、総務大臣への届け出、そして総務大臣の官

報告示、これに至るまでのさまざまな手続が定められております。

先行いたしました例を参考にいたしますと、本年の3月いっぱいまでに県知事への合併申請を行いますれば、県議会での議決は多分6月ごろ、そして知事の合併決定、総務大臣への届け出、そして総務大臣の官報告示というのが多分8月ぐらいになるのではないかと考えられます。

このように、法手続は8月ごろまでに終了すると思われましても、合併へ向けた諸準備といたしまして、組織機構の編成や条例規則等の整備、また、電算システムの統一など数々の事務がある中で、この電算システムの統合に最も期間を要するというふうなことを考えておるところでございまして、前回の協議会で御確認いただきました、この電算システムについては、合併までに住民サービスについては統合するというふうなことにいたしておりましたけれども、そういうふうにした31のシステムの安定、確実な統合、これは一部導入や移行というものを含めたところでの統合でございます。

また、そして、別に11システムというのがございましたけれども、これについては調整、こういうふうなところを配慮いたしまして、再度申請いたしましたところ、合併議決にあわせてシステム統合に必要な予算を手当してから10カ月の期間が必要だろうというふうな判断をいたしまして、この期間が県内の新設合併の状況を見ましても、老岐市が1年、そして、その他の離島は1年4月から1年9月ぐらいを現在要するというふうな状況でございます。

そのようなところで、現在、松浦地域合併協議会のスケジュールの中で、3月2日を調印の予定日というようなことで、かつてお示しいたしたところでございますけれども、この点を基本にして、できますならば、やはりこの予定が早まることを期待しながら、3月上旬の合併に向け、この辺をにらみますと、その後1市2町の全職員が一体となって精力的に準備を進めれば、約10カ月後といたしまして、18年1月ぐらいまで合併期日が引き上げられるのではないかというふうな結論に達しました。

それから、資料の4ページでございますけれども、これが全国の法定合併協議会で協議決定されました合併期日のうち、17年と18年の1月から3月に合併の日を決定されたところの数を載せております。

この表では、日にちごとに見ますと月の初日が多いような状況でございますが、一方、見方を変えますと、土曜日や日曜日、月曜日、この辺の期日を設定いたしまして、新市発足の準備に休日を活用いたしまして、安全、円滑に新市に移行をするという、住民サービスや各

種事務の執行などにできる限り支障の少ないようなことをされているというふうなところも
ございます。

このように、合併の期日は必ずしも特定の期日に限られるものではございませんで、各市
町村のそれぞれの事情によりまして定められていくというふうなところでございます。

そこで、さらに1月1日を合併の期日として特定した理由について御説明を申し上げます。

合併後、50日近くは議会が存在いたしません。また、市長もおりませんで、市長職務執行
者による暫定の市政運営ということになります。1月1日の合併になりますれば、12月議
会は旧市町で開催し、そして3月議会を新市で開催するというふうなことになります。定例
会の影響が少ないというふうなこと。また、行政の事務には月ごとに整理される事務が結構
多いことから、この辺の区分が明確でないというふうなこと。また、税の問題では、住民税
や固定資産税の賦課期日が、これが1月1日であること。こういうふうなことから、新市へ
の事務の移行が容易にできるというふうなことが考えられます。

一方、月の途中の合併ということも考えられますが、これは一つだけ大きい問題がござい
ますけれども、法人市民税の均等割が月の途中でございました場合は、その月の分が切り捨
てられるということで、これは前に地方税の取扱いの中の資料につけておりましたけれども、
新旧いずれの自治体の中でも、この収納できないという、その分の税収が減ってくるという
影響があらわれたりいたします。この前の資料では、1市2町でそれが5,300千円ぐらいに
なるということでの試算でございました。

また、新市発足の準備に休日を活用すべきというふうなこともやはり予測、考えつくこと
でございますし、これは電算システム統合の最終チェックや切りかえ等が容易になるという
ふうなことになります。

以上のように、休日の活用が図られることとか、事務の部分が明確になることとか、そう
いうふうなためにはやっぱり、うまく休みと休日と、月初め、もしくは今回の年の初めとい
う、こういうふうなセッティングというか、こういったところでの事由を合併の期日の中で
生かせるということになりまして、1月1日あたりが現在の調整可能な最短の日程というふ
うなところで、これで今回は意見を集約いたしまして、そして提案をさせていただいている
ふうな状況でございます。

少し余談になりますけれども、今年の元日には、全国で20数自治体が誕生いたしております。
新年度、新自治体の門出をあわせて祝われたということになっております。

これらの合併の期日につきましては、合併特例法の期限や国、県への法手続の期間、それから合併の準備期間、住民サービスや各種事務の執行に支障のない時期、このようなものを考慮いたしまして、検討をいたしますれば、期日につきましては、新市の誕生日としてふさわしい日を住民の立場に立って協議決定することが大切であると思っております。

この協議会の中において、十分御議論の上、御決定、御確認いただきますようお願いを申し上げます、提案内容の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

吉山会長

ただ今協議第46号 合併の期日に関することについて、18年の1月1日を合併日とするということでの提案、そして、その具体的な理由等々についての説明が終わったところです。

最後の方に事務局の方も申し上げましたけれども、このことは住民サービスという視点、住民の立場に立った合併ということを進めていく必要性から考えても、非常に合併に重要なことだと思っております。

そういう意味合いから、これから議論を進めたいと思います。

質問、意見等を受けたいと思います。どうぞ。はい、村田委員どうぞ。

村田末廣委員

鷹島町の村田でございます。おはようございます。

この協議第46号の合併期日の1月1日、この根拠については、今事務局長の説明で大體理解する訳ですけれども、申すまでもなく1月1日と、1月というと、それぞれ官公庁の行事ですね。例えば、出初式を初め、成人式など、また、加えてその予算編成とか、いろいろ行事が山積しているというふうに思うわけです。

そのようなことで、この参考資料を見ましても、全国の合併の期日を見てみますと、1月が45件、2月に実施されたところが37件と、3月が174件と、全国的な資料を見ましても、圧倒的に3月実施が多いように見受ける訳です。

そのようなことで、特別な事情があれば別ですけれども、ないようでしたら、私の考えは3月1日の合併の期日が望ましいのではないかと、このように考えます。しかし、今事務局長の説明によると、税等の事務処理問題も今聞き受けた訳ですけれども、そのような問題もあろうかと思っておりますけれども、諸々を鑑みますと、1月に合併期日を設けますと、12月末日に閉庁式を行わなければならないということもございませう。そしてまた、出初式、成人式には首長が不在で行わなければならないというふうなことも生じますので、できましたら、3

月1日が望ましいと考えます。

以上です。

吉山会長

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本でございます。今鷹島の村田委員の方から、希望する日にちについての御質疑があった訳でございます。

私も、1月1日というのは、非常に行政多忙でございます。先ほど御発言がありましたように、成人式、あるいは出初式、この重要な行事に首長不在ではいかなものかと思う訳でございます。特に、旧自治体で最後の行事でございます。ぜひ首長は出席いただきたい。そのためには、この時期までは現在のままで、現在の首長を存在していただいて、提案された1月1日に近いうちにする。そういたしますと、1月の7、8、9が土日でございます。この連休を利用して合併の期日を決めてはどうかと思います。

以上です。

吉山会長

はい、どうぞ。しばらく議論を続けたいと思います。

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。合併の期日を18年の1月1日ということで提案になっておりますが、本協議会での審議、確認も大体めどがついたというようなことにもなろうかと思えますけれども、先ほどからの説明で、税収のことを、説明の中にありましたけれども、このことは、前回の協議会の中で、電算システムが10カ月から11カ月かかるというようなお話がございました。果たして、この電算システムの統合、調整に、その日にちを逆算したらその日にちにできるんでしょうかね。私ちょっと疑問に思うんですが、そうしますと、この知事への申請というのは、2月いっぱい、その知事に申請した日にちが1年以内の基準日になるんでしょうか。仮に2月にすれば、丸2月以内に合併しなければ、合併特例法の恩恵は受けないということになるんでしょうか。あくまでも31日をめどとしてあるんでしょうか。そのところの説明をおひとつお願いしたいと思います

吉山会長

はい、ただいま質問でございましたので。

大久保事務局長

事務局の方からお答えいたしますけれども、現在の合併特例の適用を受けるための手続の期限というふうなことで資料を載せておりますけれども、一応17年の3月までに、県知事まで廃置分合の申請、合併の申請を提出する。これがまず一つ必要な条件でございます。そしてなおかつ、18年3月までに合併をしなければ適用がないということですね。ですから、17年3月までに必ず廃置分合申請を県知事に提出しなければなりません。

そこで、電算システムの絡みでございますけれども、この電算システムの調査や整備にかかるためには、どうしても予算を伴います。

そのようなところで、事実上、その合併の決定というのは、各市町村の議会での合併議案の議決が、これが一番もとになるところでございます。

そのようなところで、この合併議決、各市町村での合併月とあわせて、至急電算システム統合に必要な調査や整備の予算の手当をいたしまして、これから10カ月、こういうふうな今回幹事会、部会等で検討した最低必要期間というふうなことで、現在は判断しておるような状況でございます。

ですから、先ほどの私の説明では、3月の上旬ぐらいに、それぞれの各市町の議会での合併の議決ができて、そして電算システムの統合にかかる予算等の手当もできたといえますれば、3月から12月までで、足かけと申しますか、10カ月、おおむね10カ月の期間がとられるのではないかとということで、これが一番の最短の合併期日が来る1月までの期間になるという格好でさせていただいたところでございます。

以上でございます。

吉山会長

よろしいですね。お尋ねの件。

その他。はい、池水委員。

池水委員

松浦の池水です。前回の協議のときに、合併の期日に大いに関係あるのが電算システム統合の期日だということで、1市5町の場合が11カ月、1市2町の場合もほぼ変わらない日程での提案だったということに対して、少し異論を申し上げたかと思うんですが、そういう中

で、このたびは、前回は18年の3月を予定してあるということで、今回は1月1日と。

この1月1日はどういうふうな経緯でなったかと申しますと、前回の協議の中で、私の質問の後だったかと思いますが、福島の志水町長の方より、1月1日をもって合併をするようにというような一言があったかと思いますが。それに無理やりあわせてこられたのか、本当に期日として詰めた結果これになったのか、その辺のところを事務局として説明をしていただきたいというのと、もう一つは、合併をできるだけ僕は早くすべきだといった一つの根拠としては、1市5町の折に、1市5町に反対した訳ではなくて、在任特例への反対という部分が多かったんだと思うんですね。したがって、1市5町の場合に対して、住民チェックといえますか、松浦市民の大多数が、やっぱり行政に対する不信という部分が行政及び議会にも当てはまるかと思うんですが、行政に対しての不信感というのが大いにある訳ですよ。したがって、その不信感を振り払うという意味でも、今回はできる限り合併を速やかにやるということが必要だろうと思います。

なぜならば、1市5町のときに在任特例をそのまま通しておけば、ほぼ変わらない期日で1市2町も合併をする期日になってしまうという以外は、1市5町のときの在任特例を反対した意味がどこにあるのかということにもなりかねませんのででき得る限り、やっぱり合併期日を早めて、住民の不信に対する信頼を取り返す必要があるだろうと僕は思っております。

したがって、先ほども申しましたように、電算システムが一番この合併期日に関係しているですから、そこら辺がいかに縮んだのかということの説明を、事務局の方よりしていただきたいと。

ちなみに、1市5町の折に、ついでに予算も言っておきますけれども、1市5町のときに電算システムに対する予算は210,000千円の予定だったそうです。1市2町の場合は130,000千円、予算額にして80,000千円減っている訳ですね。金額にして4割減っていると。これ全部外注で民間で行われる部分だと思うんですが、民間で考えると、80,000千円の減額は、日程を減らすのか人数を減らすのか、そういうふうなことにしかならないと思います。

したがって、その辺のところも含めて事務局より説明をしていただきたいと思います。

吉山会長

はい、前段の部分と後段の部分、中段の部分は御意見として承ります。

大久保事務局長

前段の部分で、合併の期日を1月1日に持ってきた理由と申しますか、経緯というのは、

これはおっしゃいましたように、無理やりあわせた訳じゃございません。やはり合併——後ほど詳しく担当の方から説明いたしますけれども、やっぱり電算システムの統合の期間が最もやはり準備期間として必要な時間というふうになります。

そういうふうなところで、今回は、前回の協議会の中で、やはりできるだけ合併準備期間を短縮していただきたいというふうな意向があったということを基本にいたしまして、それがどこまで短縮できるのかというふうなことを主に期待して検討いたしました。

そのようところで、やはり10カ月というふうなところの結論に至ったという訳でございます。

また、10カ月につきましても、現実に10カ月、300日というんじゃなくて、3月から12月までという10カ月の期間があれば、あとは職員の努力によりまして、準備ができないかというふうなところで、18年の1月といったところを、一番これが、これから近いところでの合併の期日ということで今回御提案を申し上げたところでございます。法的には18年3月までは有余はございます。そういうふうなところで、1月か2月か3月、そこまで選択の余地はある訳でございます。

電算の統合自体の費用、比較につきましては、それはちょっと担当の方から、電算の方から御説明を申し上げます。

末竹企画部会長

企画部会長でございます。電算の内容につきまして、電算班の班長が来ておりますので、電算班の班長の方から説明をさせたいと思います。

川浪企画部会電算班班長

企画部会電算班の川浪と申します。よろしく申し上げます。

まず、10カ月かかるスケジュールなんですけれども、精査しましたところ、住民サービスに直接関連します住民記録、税、福祉等のシステムにつきましては、現在の広域圏の電算センターをお借りしまして、同一のシステムを利用していく。このシステムについては、各市町で管理をしております、それぞれの利用形態にあわせて機能を選択し、業務を行っています。システムを統一するためには、この現在の使用している機能や管理しているデータの総合についてすり合わせを行う必要があります。

実際に、業務を担当している担当者が協議を行う必要がありまして、この協議を電算センターとシステム導入業者を交えまして、新市向けのシステムの対応協議を行ってまいりました。

この期間を、当初は3カ月ほど見ておりましたけれども、2カ月ということで、職員の努力によりまして完了させるという、1カ月短くなったという案になっておりますが、あわせて、この時期から合併対応の機器の使用を決定して機械を発注しなければなりません。これが実際に業者側で組み立てを行いまして、機器が調査テストを経て新市へ機械が搬入される予定になるんですけれども、これに実際に3カ月ほど時間を要します。この間に、新市への対応システムの開発やデータの統合用プログラムの作成を行うことになるんですけれども、このデータの統合用プログラムの作成、これは技術者の方が行うという形になりますので、だれでもができるような形にはなっておりません。新市向けのそれぞれの市町の様式を、形態を取り入れた形で統合をしていく形になります。

実際、6カ月前から自治体の統合が始まりまして、システムの開発、データの統合、新市のデータの検証、ダブリデータなどのチェックを行う形になるんですけれども、そういうエラーをどんどんどんどん削っていきまして、繰り返し行ってエラーがなくなるまで行くと。その期間を大体5カ月間ほどみていると。この5カ月間ほどのテストの期間というのは、実際、職員が担当する訳ですけれども、1市5町の合併時よりも、人口の減少に比例してデータ件数も少なくなっていると思いますけど、役所で行っている業務数には変わりはありません。このデータの統合テスト及び検証、システムの検証に当たる作業を行う担当職員の数は減少する形になりますので、担当職員の作業上の減は見込めないと思っております。

その後、システム等データの統合は、エラーがなくなったところで本番のデータを統合するという形になります。住民サービスに直接関連するシステムですので、合併に伴い、混乱を来すことがないように、リスクを最小限に抑え、かつ、期間を短縮した案として10カ月ほどかかるという形になっております。

もう1点、金額の話が出ていたと思うんですけれども、実際、1市5町のときに比べて、職員数と人口数が減っております。構成する2万8,000人と4万8,000人のデータを入れる機械の構成が変わってきます。職員数も500人ぐらいを見込んでいたんですけれども、実際、今回は300人ぐらいが、その端末機を扱う職員だということを試算しております。データをためる機械の構成は、端末機の数とかいうものが大きく減ってきます。端末機が200台ぐらい減ってくるような形になってくると思うんですが、そこら辺の金額の差がかなり出てきていると。実際には、作業に当たる期間というのは——作業に当たるというか、業者さんに委託で支払うお金というのは余り変わっていないという形になっております。

吉山会長

はい。ちょっと待ってください。池水委員、引き続きのことでしょう。はい、どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。ちょっとスケジュールの中で、よく説明がわかったようなわからないようなところがあるんですが、要は、民間委託で80,000千円減ったということを常識的に考えれば、例えば、機械が安くなったとか、例えば、人数を減らしたとか、期間も減らしたとか、それらの減った分だけの根拠は、民間としては当然ビジネスですからある訳ですよ。

したがって、1市5町のとくと1市2町のとくと、期日がさほど変わっていないということは、期日を縮められない理由として、民間側としては何か特別なものがあるのかなのかという部分を聞いたかったんですが、余り変わらないんだということであれば、こちら側がどういうふうに取り受けるかということ、期間的に縮まらないということであれば、民間としてはそこに携わるスタッフの数は減らすのかなというふうにする訳ですね。

だから、今の説明の中では、ちょっと気になった部分を、実は民間が携わる期間よりも、この10カ月間の中で行政職員の携わる期間がかなり大きいんだというようなスケジュールの中で話があったんですが、そういうふうな期間を縮められないという部分は、行政サイドの問題だというふうにとらえていいんですか。発注先の民間側の問題ではなく、行政サイドの問題で期間が縮められない、縮まっていないというふうにとらえていいんですかね。

質問の意味よくわかりますか。80,000千円縮んだということは、民間は期間縮めるか人間減らすかどっちかなんですよ、何か通常はね。わかった。

吉山会長

これは、一つは経費的な部分で1市5町と1市2町の場合、80,000千円の減があったということ、その理由について先ほど御説明はしたんですが、その部分と、もう一つ、じゃあ11カ月か10カ月なんだという、その作業期間がなぜ縮まないのかということでしょうからね。その要因がどこにあるのかということをもう一度聞きたいと思います。

末竹企画部会長

企画部会長の方から、私の立場でお答えをし、あと、必要に応じ、班長の方からさせていただきたいと思います。

今、池水委員さんの御指摘の部分の工期の、金額の場合に、1市5町のとくとあまり変わらないという御質問がございましたが、まず、金額につきましては、端末機の機器の金額、

機械の部分での占める割合が相当部門占める。さらに、期間が短くならない。このことにつきましては、業者の皆さんたちが入力した部分を、市町村の職員がチェックをかけて、1市5町であれ1市2町であれ、チェックをする職員の割合といたしますか、例えば、松浦市のデータは松浦市の職員がチェックするし、鷹島町は鷹島町の職員さん、福島町は福島町の職員さん、あと、他の、これ1市5町の折には、田平さん、江迎さん、鹿町さんの部分をそれぞれの職員さん、要するに、チェックする自分の^{ほんちゅう}範疇の市町村のデータをチェックをするという、そういう流れになる訳です。

したがって、1市5町であれ1市2町であれ、それぞれの職員さんが担当する期間というのは変わらないということですので、人口が減った分その分短くなったとか、そういうことにはならないということになる訳でございます。

以上でございます。

吉山会長

はい。

池水委員

池水です。今の説明で、よく縮まらないというのはわかりました。前回の折からすると、約2カ月縮んだ訳ですが、その間は、行政努力で2カ月縮めたんだというふうに理解をすればよろしいのか。

末竹企画部会長

企画部会長でございます。この部分につきましては、先ほど事務局長の方の提案理由の中にもございましたとおり、3月の当初から動けるような状況。

したがって、3月の頭の段階で予算議決をいただき、3月の作業にかかれるという状況を想定して、12月までしますと、足かけ10カ月になるということですので、電算班として、その1月1日の合併について大丈夫ということの前提としては、3月の当初に予算をいただけるというものがあろうかと思っております。

吉山会長

はい。まだ……

池水委員

質問。では、もうこれが最大限努力したときの最短時間だというふうに理解してよろしいですね。——はい、わかりました。

吉山会長

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内でございます。この電算システムの統合の11カ月につきましては、7回の会議の折、合併期日の提案がなされていなかったものですから、それを私なりに確認するために、私は電算システムのところで確認をいたしました。

その折に出てきたのは、11カ月から12カ月、既に合併した町村も検討するというふうな答弁がありましたけれども、そのような日にちが出ておきながら、実際、今部会長なりが説明しておられるのは、電算システムの統合の協議をするときに、その点の話が出てこなければできない問題が、先月の22日の合併から、第8回の文書まで、13日間ぐらいの期間に、これだけ違った案が出てくるということは、その場その場でいい加減な説明をやっておられるんじゃないですか。私はこれについてはどうしても納得いきません。ですから、こういうことでやっていかれると、1月1日に合併しても、本庁はできたけれども、鷹島、福島はコンピューターが動かないというふうな出てきてもらったら、1月1日の合併については私は疑問に思います。

吉山会長

はい、部会長から。

末竹企画部会長

企画部会長でございます。今議事録を調べてもらっておりますが、私前回、第7回の御質問の折に、電算統合の期間は「10カ月ないし11カ月」というお答えをさせていただいたような記憶がございます。

したがいまして、その7回以降、再度SEさん等と協議をし、一月の短縮を図ることが可能ではないかということで、今回、電算システム統合につきましては10カ月間の期間をお願いしたいということを申し上げたところでございます。

第7回の会議録のですね、34ページの下半分のところ私の発言が載っておりますが（発言する者あり）ああ、そうですか。34ページにもありますし、36ページにもございますが、「10カ月ないし11カ月」という答弁をさせていただいているつもりでございます。

吉山会長

はい、金内委員の質問に、部会長としては、第7回の折の10ないし11カ月という、その部

分等々を、その後、SEさん方との精査をした中で、10カ月で可能なんだという判断に基づいて、1月1日の電算システムとしての、電算の班としての方向性が10カ月でやれるということを出せたということのようでございます。

他にどうぞ。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。この期日の問題ですが、今、これ中心になるのが電算システムがどれだけできるのかというのが中心になって、合併期日の提案がなされてきておるようでございますが、まだ提案をされてくる問題もありますし、特に松浦の場合は、住民に対しての説明会もまだでございます。

そういうことから考え合わせて、10カ月というのは3月当初から予算を計上してスタートしなければ10カ月にはならないと、こう思う訳でございますが、事務局としての提案ですでお尋ねいたしますけれども、今の現状で、3月議決ということに持っていけるという見通しを立てられておるのかどうか。まだ、この提案されているすべての——まだ残っておると思いますが、確認は、ここで確認するだけじゃなくして、やっぱりそこそこに、この合併ということになりますと、町民、あるいは市民に対しての理解を求める時間というものが必要だと思っておりますが、それを組み合わせた場合に、18年の1月1日ということが、しかも安全でやれるというお考えなのかどうか。そこら辺の先ほどの過程から考えてどうかということをお尋ねいたしたいと思っております。

なお、我々も一日でも早く合併をしていかにやいかんという気持ちは、思いは一緒でございますけれども、もし、期日を決めて、そして、その今から先の過程の中に、もしそれができない状況になった場合については変更ということもあり得るのかどうか、あわせてお尋ねします。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

この合併協議会の今後のスケジュールというふうなことも絡んでくる訳でございますけれども、一応、先ほどから3月の上旬に議会の議決をというふうなことでの話をして、合併期日を18年1月1日というふうなことを申し上げた訳でございますけど、それは当然、前提といたしましては、当然住民の皆様の御理解も得る必要があるところでございます。

現在、この1日スケジュールから考えますと、本日5項目の新規提案をいたしております。あと1項目、新規提案が実は残っております。それで、それにつきましては、今度、次の1月の下半期の協議会の中に提案するところとなろうかと思えます。

そういったことで、本日、そして1月の次の協議ぐらいまでで、ある程度の大まかの重要な項目の協議が終わりに近づくんじゃないかというふうなことをまず思っております。

そして、また、新市建設計画につきましても、現在県と事前協議中でございますけれども、これにつきましても、次の協議会に提案できるように、最終的な助言や、また、そういった内容のものを御提案いたしまして、そして、一つの素案というものを固めたいというふうなことに思っております。

そうした場合に、2月の上旬ぐらいから住民説明会を行えるような状況をつくりたいというのを考えております。

そうした場合に、一応2月の上旬から住民説明会に入ることになりますれば、1月と申しませんでも、ある程度、2月の中旬ぐらいまでには、大方住民の説明も終えて、理解を得られるような状況を、それぞれの各市町でつくっていただけるんじゃないかというふうなことを考えます。

一応これができるすれば、最終的な最後の協議会を2月の終わりぐらいにいたしまして、そこである程度協議会としての意思の統一を図る。それが終わりますれば、即調印の準備をいたしまして、そして、調印式を行った後には、速やかにそれぞれの各市町の議会に議案として提案をするという、そういうふうな手順を、具体的なことを考えております。

これまでの協議の進捗状況等も見ますれば、大方そのような作業行程は可能ではないかということもまず考えております。

そのようなところで、3月上旬の各市町議会への合併議案の提案というふうなことを現在スケジュールとして考えているところでございます。

そういたしましたところで、それ以降に、おおむね10カ月の電算統合期間を設ければ、最短として18年1月の合併期日という期日の設定が可能ではないかというものが今回の提案でございます。

もしこの合併の期日、18年1月1日に間に合わない場合はというふうなこともございましたけれども、一応これにつきましては、合併期日につきましては、それぞれの各市町の議会において議決をいただいて、それをもって県知事へ申請いたしまして、そしてまた、これは

総務省の方にも参りまして、大臣の官報告示というふうなことで、これはもう全国的に周知をされたこととなりますので、この合併期日については、基本的には変更はあり得ないと、これにあわせてできるように努力はあとは進めていくというふうなことで、現在は考えておるところでございます。よろしゅうございましょうか。

吉山会長

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。先ほど提案の際に、1月1日の提案をするに至ったメリットと申しますか、その中で、固定資産や住民税の課税基準日が1月1日であるということ。それと、法人市民税は、月の中旬では賦課できないということで、1月1日の設定の理由が示された訳ですが、その法人市民税というのは、例えば、3月1日であっても、その月から取れる訳ですから、これは1日にすれば問題ないのかなと思うんですが、その固定資産と住民税の、この課税の基準日が1月1日であるということから考えると、仮に12月1日、ことしの12月1日に合併をしたり、あるいは来年の2月1日に合併をしたりした場合には、この辺はどのようになるんでしょうか。

ここに大きな問題がなければ、先ほど5,300千円のマイナスとなる1日にさえすれば、大きな問題はないんじゃないかなと思うものですから、その辺、何らかの問題があるのであれば、その問題点についてもお聞きしたいと思います。

吉山会長

はい、事務局。

大久保事務局長

住民税や固定資産税の賦課期日のことをまず御質問いただいた訳ですけれども、例えば、この固定資産税でございますれば、ちょっと前回も話が出ておりましたけれども、免税になるような少額のものとか、そういうふうなものがございまして、しかし、これが三つの自治体にたまたま分散して持っておれば課税をするようなそのような方もおられると思います。

また、住民税につきましては、1月1日の住所地で、また固定資産税も一緒ですけれども、課税をされるというふうなことになります。

それで、一応その金額等を確定して、納付書等までを出してしまえば多分、あとは納めてもらうだけのことでございますから、その辺になれば、その期日になりますれば余り影響はないと思

いますけれども、そのための間でございますから、やはりその間の、個人の特定と申しますか、その辺をきちんと間違いがないようにするという、その辺の細かいところになりますが、配慮がやっぱり必要というか、行政上のミスがないようなことを考えなくてはいけないというふうなことが出てくるだろうと思います。

それで、月の途中の話が出てまいりましたけど、当然、月の途中でない、1日という初日であれば、先ほどから法人市民税の均等割切り捨てというのはございませんので、1日であれば、ここはクリアできる訳でございますけれども、ひとつやはり1日での不安というのは、やはり新市に移行するに当たりまして、住民サービスはいろんな事務の執行に支障のないようなことをするというふうなことを考えますと、電算の最終的な統合整備ということもございますが、休日を活用できるような日程というのがやはりどうしてもふさわしいというふうなことを考えております。そうした場合、平成18年の2月1日とか3月1日というのが、これがちょうど休日を活用できない曜日というふうな格好になるんですね。

そのようなこともございまして、限られた18年3月までにいかに合併期日を設定するかというときになった場合、やはり少し頑張って前倒しと申しますか、システムをやはり1月1日というか、この付近、長崎市なんか1月4日とかいうのもありますけど、それも可能かとは思いますが、こういうところを活用した方が、特に、1月4日というの——は間違えました。法人市民税の均等割からすれば、やはりどうしても月の初日ですから、1月1日の方が一番最高の日にちになるんじゃないかというふうなところで、事務方としては、一つの提案の結論にいたしたところでございます。

以上でございます。

吉山会長

はい。その他、質問、意見もあわせて。はい、志水委員どうぞ。

志水勝輔委員

再度、法人市民税についてお尋ねしたいんですけども、1月の中途でした場合に、その月は切り捨てられるという説明があったと思います。それは、1月1日であれば新市になりますから課税されるということになりますが、その1月の中途をした場合に、旧市で課税はしているというふうな理屈にはならないんですか。あくまでも18年度の課税の問題を言われるのか。17年度中の法人市民税、ちょっと詳しくその点をお願いします。

吉山会長

ちょっと待ってくださいね。

松永副会長

松浦の松永です。関連しますので、結局、その 5,000千円損すると言うたな、その根拠をはっきりしなさいよ。うやむやな説明で 5,000千円を損するようなことを説明されても困るんですよ。

吉山会長

はい、一応時間がたちましたので、ちょっと調査の時間が必要のようでございますので、ここで若干休憩をとりたいと思います。

15分まで休憩をとりたいと思います。

午前11時5分 休憩

午前11時20分 再開

吉山会長

税法上の調査をしておりますので、時間5分ほど過ぎましたが、再開をいたしたいと思っています。

それでは、幹事長の方から、はい。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。大変御迷惑をかけました。

実は、法人市民税の均等割の関係でございますが、地方税のときに御説明申し上げまして、1年間12月分をカウントいたしますが、例えば、合併が1日であれば、そのまま1年間分計算しますと、合併が2日から末までの月に中途になりますと、その月の分はカウントしないということが税法で定めておりまして、結局、月の途中で合併しますと、一月分が均等割をいたすことができなくなりますということで、今協議会で御説明をしておる経過がありますが、この地方税法の8条の2で、この課税権といいますか、継承するということが規定されております。

先ほど友田委員の御質問については、その根拠は8条の2ということでございますが、地方税法の312条の第4項で、月割にする場合、一月に満たない月になれば、それを切り捨てるということになっておりますので、その地方税法313条第4項の規定に基づきまして、結局月の途中で合併をした場合は、一月に満たないので、一月に満たない月は切り捨てるとい

うことから、1カ月分課税ができないということでございます。

15年度の均等割の関係で、5,300千円程度減収になるという御説明をいたしました。年税額が15年度の実績で63,600千円でございますので、その12分の1が5,300千円になるということで、減収になるというふうに御説明を申し上げたところでございます。

以上でございます。

吉山会長

はい、よろしいですか。——はい、志水委員、どうぞ。

志水勝輔委員

積極財産も消極的な財産も新市に引き継ぐと、合併の場合。このようになっておるかと思えます。

そういう考え方に立ったときに、旧市でその間は課税しておる、課税権がある訳ですから、何ら、その一月を四捨五入で切り捨てるということにはならないんじゃないかと、このように解釈しているんですが。あくまでも引き継いでいくんですよ。新しく新市ができる訳ではないんですから。

そのように感じておりますが、いかがですか。

吉山会長

要は、例えばですよ、先ほどおっしゃった1月10日と仮定すると、その1月の月の部分については、全部の自治体、福島町が課税をしておれば、それは財源として新市に引き継がれるんじゃないかという、そういうことでしょうか。ところが、地方税法上それが、一月に満たない部分については課税ができないという地方税法上の解釈から、それが不可能だというような説明ではなかったかなと思うんですが。

はい、どうぞ。

志水勝輔委員

自治体は継続しているんですよ。ただ、新しく自治体がこういう自治体に変わりますというだけで、生活面は一つも変わっていないと思います。だから、私は旧市の方の課税というのがあるから、それを生きて引き継いでいくんだと、このように解釈して……

吉山会長

私もそのように思う部分があるんです。というのは、私の意見ですけど、課税客体、いわゆる法人そのものの存在する時期がどうなのかということからの税法じゃないかなと。自治

体そのものは継続しておりますから、私同じように思うんですよ。はい、どうぞ。

友廣幹事長

志水委員から御指摘がございましたとおり、8条の2では継承するということになっておりますので、それが基本にあると思いますが、312条の第4項で、そういう扱いができるというふうな規定がございます。このことにつきましては、ちょっと申し訳ございませんが、税の専門家でございませぬので、もう少し精査をいたしまして、次回の協議会で、それについては詳しく御説明をするということで御理解をいただきたいと思っておりますので、次回に先送りさせていただければと思います。

吉山会長

今、幹事長がさっきおっしゃいましたが、今日の段階で、まだ意思が統一できる段階ではないなと思っておりますので、これは継続をしたいと考えております。

次回への協議ということにしますが、あえて議論そのものはおきたいと思っておりますので、もうしばらく時間をかけたいと思います。

今の志水委員からの問題は、先ほど幹事長が答えたように、精査をして、次回明らかにしながら、結論を出す参考にしていきたいと。

はい、松瀬委員が先ほど。松瀬委員。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。この合併の期日の問題でございますけれども、これは再三、難しい、そしてまた重要な課題であると思っております。私どもの議会の方でも両論ございます。1月1日、あるいは3月という御意見も実は出ておる訳でございますけれども、問題が、電算システムでいろんな問題を引きずってきておることは事実でございまして、これは事務的な、専門的な課題であろうと思っております。私は、それよりも先に、この合併をいつの時点でとらえるかと、これが問題だと思ふ訳でございまして、提案されておりますのは、お示しいただいておりますように1月1日でございまして、松浦市自身といたしましても、今後恐らく住民説明会をされる。これはお約束でございまして実行されると思っております。予定としては6カ所程度をやろうというようなことでございますけれども、果たしてそれでいいのかどうかというのも今後の課題と思っております。2月に処理ができてしまうかどうか、これもまた問題が多少あるかと思ふ訳でございまして、私どももできる限り、先ほどお話がございましたように、3月冒頭に合併の議決ができるように進むならばという願いは持っておりますけれど

も、今後、さらにこれは住民大問題でございますので、十分な対応をしていかなきゃならん問題であると、このように思う訳でございますが、それらをまず考えてみまして、いろいろなこの御意見がある訳でございますが、今日ここで論議されておりますのは、事務処理上の問題からいろいろ問題がふくそうしてきておる。1月1日現在でありますと、この事務の取扱いといたしましては、課税の問題というのが一番大きい問題じゃないかというように思います。

それぞれ自治体が三つある訳でございますので、これを統合するために、事務処理の統一を図るためには専門的な取り組みがされるということを私は期待する訳でございますが、一番やりやすいのは、課税関係で1月1日だと思います。

しかし、その他いろんな問題点もあろうと思いますけれども、やはりもう少し、事務段階で、事務当局で、これらの諸問題についての統一した、もっとわかりやすい取り組みをしていただいて、御説明をいただきたいと思う訳でございます。

そういうことで、大変申し上げにくいんですけども、今の時点でこの会議をとらえますならば、全員協議会のような感じがしてならない訳でございます。それよりも、やっぱり合併に向けてどう取り組んでいくかということで、電算を抜きにしてでも期日を設定すべきだということになれば、それでもいいんじゃないかと思うんですよ。電算が後から追いかけてもらってもいいと思うんです。しかし、そこまでは行っていないと思いますので、やはりこれはもう少し慎重に検討する機会を設けてはいかがかたと、このように思います。

お聞きしておりますと、2町の皆さん方の考え、私どもの考え方、少し乖離^{かいり}があるようで、隔たりがあるようでございますので、やはりそれぞれが今日の会議の模様を持ち帰りまして、さらに検討をし、そして、先ほど出てきております問題点等も十分解明できるような資料を御提出していただき、あるいは御説明をいただいて、さらに検討を加えということをしてはいかがかたとと思いますが、その点について、会長の御所見をいただきたいと思います。

吉山会長

はい、まさしくそういう気持ちで先ほどのことについては継続をさせていただきますがということで申し上げたところでございます。

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本です。先ほどの発言と重なりますが、発言させていただきたいと思います。

事務局では、1月1日ということで提案されておる訳でございますが、福島、鷹島もそうでございますが、これまでの自治体がなくなる訳でございます。ここら辺も十分考慮していただきたいということを私は申し上げたいところでございます。

やはり、旧自治体の最後の大きな行事であります成人式、あるいは出初式、やはりここには首長が出席してあいさつをいただかなければならないという気持ちでいっぱいでございます。

是非そこら辺を御理解いただきたいと思います。

なお、先ほど言いましたように、事務局は設定しておりません1月1日に近い期日として、7、8、9が土日になりますから、この連休を利用して合併をお願いしたいと思う訳でございます。

先ほど話の中にごさいましたように、やはり合併前後は休日が必要だというお考えだと思います。事務処理のためですね。ですから、この3日間の連休を利用して、この間に合併するように是非ともお願いいたしたいと思います。

以上です。

吉山会長

はい、重ねての御質問をいただいたところでございます。

そうしましたら、まだ事務局レベルでの精査をする作業もあるようです。お互いに意見を交わしながら、まだ、そういうことで統一的な方向性を見出せる状況にはないようでございます。それぞれの自治体の中で、すり合わせの時間が、これまた松瀬委員がおっしゃるよう
に必要かと認識をいたします。

そこで、ここで一旦今日のところは議論を打ち切って、次回へこの協議を継続ということで処理をしたいと思うんですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。それでは、協議第46号の合併の期日については、今回結論を出さずに次回協議をするということで処理をさせていただきます。

なお、このことについては、3月末までには知事に申請しなくちゃならない、そのことをやっぱりクリアすべく、それぞれの自治体の中で、この後、次回に方向性ができるように、調整方をお願い申し上げておきたいと思います。

それでは、協議第46号 合併の期日に関することにつきましては継続協議といたします。

では、次に、協議第47号 事務機構及び組織の取扱いに関することについて、協議に入っ
てまいりたいと考えます。

事務局より説明願います。総務部会長。

末吉総務部会長

それでは、総務部会の末吉と申します。よろしく願いいたします。

協議第47号 事務機構及び組織の取扱いに関することについて御説明いたします。

説明に入ります前に、お手元の議案資料に誤字がありますので、お手数ですが、訂正
方をお願いいたします。

議案1 ページの中の枠囲みの中の下から4行目後段に、「適格」という記載がありますけ
れども、「格」の字が誤りでございますので、確実とか確認の「確」の字に改めていただき
たいと思っております。よろしいでしょうか。

吉山会長

よろしいですね、はい。

末吉総務部会長

それでは、協定項目第5号 事務機構及び組織に関することについて御説明いたします。

1 ページの議案をご覧いただきたいと思います。

合併後の新市の事務機構及び組織につきましては、以下の基本的な方針をもって、この整
備を進めていくという御提案であります。

- (1) 新市の事務機構及び組織については、「新市における事務機構及び組織の整備方針」に
基づいて、合併までに調整する。
- (2) 新市の組織編成にあたっては、住民への行政サービスが低下しないよう十分配慮する。
こととしております。

次に、新市における事務機構及び組織の整備方針といたしまして、

- 住民にとって利用しやすく住民の声を市政に反映できる事務機構、組織を構築する。
- 住民への行政サービスについては、一層の向上に適応できる事務機構、組織を構築する。
- 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ適確に対応できる事務機構、組織を構築
する。
- 指揮系統がわかりやすく、事務処理が効率的で、責任の所在が明確な事務機構、組織を
構築する。

の4項目を事務機構及び組織を構築する上での基本的な整備方針として掲げて御提案するものでございます。

まず、1市2町の組織機構の現状を2ページにお示ししております。

新設合併によりまして、現在の1市2町は廃されることとなり、当然組織機構も消滅することとなります。そのため、新市の事務を処理する上で必要な組織につきましては、新市が発足する際は、市長職務執行者が新たに条例で定め、設置することとなります。

したがって、その新市発足時の組織機構につきましては、関係市町の協議により、あらかじめ決定すべき合併後の事務処理に支障がないように準備を進めておく必要があります。

しかしながら、現時点では、協議会で確認をさせていただいておりますそれぞれの事務事業におきましては、さらに具体的な事務調整を必要とするところでありまして、これまでの確認事項を踏まえ、今後、例規等の制度も含めて、事務事業の一元化について調整作業を行うこととなります。

このため、事務機構、組織の整備に関する今回の提案につきましては、その基本的な考え方をお示しすることとし、議案に記載しておりますとおり、次の4点を念頭に組織編成を行うおとすものであります。

一つ目に、「住民にとって利用しやすく住民の声を市政に反映できる事務機構、組織を構築する。」というもので、次に、「住民への行政サービスについては、一層の向上に適応できる事務機構、組織を構築する。」としております。

これらのことは、合併において住民主体の地方行政を念頭に置くこと。また、合併において住民サービスの低下が懸念されることがないように、新市の事務機構、組織がより充実し、住民サービスに一層の向上を図っていくことを定める事項でございます。

さらに、「地方分権時代における各種行政課題の迅速かつ適確に対応できる事務機構、組織を構築する。」。また、「指揮系統がわかりやすく、事務処理が効率的で、責任の所在が明確な事務機構、組織を構築する。」と定め、これは役所としての機能の強化と、その透明性を高め、より親しみやすい事務所の構築を目指しております。

次に、3ページをご覧ください。

ここで、組織整備に当たっての基本的な考え方をお示ししております。

今後、合併に向けて構成市町村の事務事業の一元化を進めていくこととなりますが、この合併日は、先ほどの合併の期日の提案でありましたように、現段階で18年1月という提案で

すけれども、年度途中を想定しております。

既に幾つかの協定項目の中でも、合併年度に当たっては、各種事業の一部については、現市町の例に基づき実施する方向で御確認いただいているところでありまして、合併に対しての事務事業の調整に当たりましては、事務事業の継続性を考慮し、合併時の事務事業に混乱が生じないように柔軟な業務の集約が求められるものと考えます。

したがいまして、さきに申し上げた基本的事項を念頭に、円滑に事務事業の合併を行うための組織編成上の考え方としまして、「職員配置は、現に実施中の事務事業の継続性を考慮して、業務遂行に必要な人員を配置する。」こととしまして、また、「命令系統の適正化を図るとともに下意上達の決裁ルールを明確にし、上下間の職権、裁量権を適正且つ簡潔に定める。」としております。あわせて、「住民サービスに係る事務処理の簡素且つ迅速な対応を行う。」を合併時における組織編成上の方針とするものでございます。

次に、これらを受けまして、新市の合併時の事務機構、組織の編成につきまして、次に掲げる整備方針に従いまして構築を行おうとするものでございます。

まず、「現在の松浦市役所を新市の本庁とする。」としております。

これは、さきに新市の事務所の位置に関する協議の中で既に御確認があったもので、これによりまして、新市の本庁所在を現松浦市役所とするものでございます。

次に、新市の事務機構についてですが、合併後の新市の人口規模から他の自治体の組織との間の権衡、いわゆる組織規模上のバランスを考慮して、「新市の事務機構は課制を以て組織し、所要の課（又は室）、係を設置して事務分掌の所管部分及び指揮系統を明確にする。また、随時行財政改革を実施し事務事業の見直しと事務機構の再編に取り組む。」ということとしております。

ここで「随時行財政改革等を実施し事務事業の見直しと事務機構の再編に取り組む。」としておりますとおり、合併後は時宜に即した機構、組織の見直しを既に実施し、人口規模と業務規模に適した機構組織の再編に取り組むこととするものであります。

次に、福島町、鷹島町の現2町の役場の取扱いについてですが、この扱いに関しましては、地方自治法の定めに従いまして、支所として位置づけ、合併後の事務事業の継続性とその規模から、「現在の福島町及び鷹島町の役場は支所とし、支所長に相当の権限を付与し、所要の課（又は室）、係を設置する。」とするものでございます。

参考として、福島、鷹島の両支所並びに現在の松浦の支所における業務について、現在の

事務協定の範囲で想定しております事務事業の概要を4ページにお示ししております。

次に、「住民への行政サービスの低下を生じないように、合併時は管理部門（企画、人事、財政、管財、情報管理などの内部的な管理部門及び国、県等との対外事務部門）並びに議会や農業委員会ほか各種行政委員会事務局の総合整理を行い、直接住民福祉に関係する業務については、福島、鷹島の各支所に業務担当者を配し、本庁との連絡調整の充実を図りながら適切なサービス業務を実施する。」とするものであります。

冒頭の基本的な事項におきまして、円滑に事務事業の一元化を進めるに当たっての方針で申し上げましたことを念頭に置き、4ページでご覧いただきました各支所における業務概要を基本として、福島、鷹島の各地区の事務機構を構築するわけでありますけれども、合併当初においては、住民サービスを初めとする事務事業の継続性や離島であるという地域的な特性を考慮しますに、特に2町に係る行政事務については、ある程度の業務をその地域内において処理し、また、サービス業務の即時的な処理をするためにも、相当の職務権限を福島、鷹島の支所に付与する必要があると考えます。

このため、さきに掲げられておりますとおり、合併後の当分の間は、福島、鷹島の両支所においては、支所長に相当の権限を付与し、課、係の設置を行うということとしまして、住民生活に直結する事務を管理するに当たりましては、地域住民への行政サービスの低下にならないよう、さらにはより充実したサービスが提供できるような事務所として位置づけ、あわせて支所長は、支所職員の指導、監督を行い、行政サービスの一層の向上に努めるような支所機能を構築したいと考えます。

この支所業務のあり方につきましては、この協議会でも御意見がございますなら、部会としてもそれを参考に、今後の事務調整の中で検討してまいりたいと考えます。

次に、本庁業務の関係でありますけれども、御存じのとおり、合併後は選挙により新市の市長が新たな新市の機構組織を総括的に管理し、そして政策方針を示し、また、それを決定し、あわせて政策的な観点から新市の行財政を司ることとなります。

このため、新市における政策的事務事業の企画立案や国、県などの対外事務、または国際交流等などの基幹業務、また福祉事務所業務などに関しては、新市の事務としてその業務の一貫性が求められるべきでありまして、あわせて新市市長の政策方針に沿った市政を展開する組織づくりが必要だといえます。このため、新市の業務調整を円滑に実施する方針として、「政策的事務事業、国県等に係る対外事務及び福祉事務所に係る事務事業については、基本

的に本庁にて政策的且つ効果的な企画立案、調整及び裁定を行うこととする。」といたしております。

福島、鷹島の支所には、地域の実情に沿った地域振興及び住民福祉を担当とする適正な人員配置を行い、政策方針に基づき、その地域的な事務事業の実施を行うこととするものであります。

次に、松浦市が所管しております四つの支所におきましては、現在の各支所の業務内容から見まして、本庁業務における窓口業務の延長的な機能であり、地方自治法の定めによる事務等の位置づけといたしましては、出張所の機能かつ性格を持つものではありませんが、今回の合併に際しましては、従来から地域住民がなれ親しんでいる「支所」という名称を構築し、「現在の松浦市御厨支所、同上志佐支所、同調川支所及び同今福支所は、現行のまま新市に引き継ぐ。」といたしまして、合併後も引き続き新市の総務部局管理課の出先機関として、現行の業務を実施するものとしてあります。

なお、今回の合併を機に、これら四つの支所業務につきましても、窓口業務をより充実させる方向での調整についても取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上で協定項目第5号 事務機構及び組織の取扱いに関することについての説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第47号 事務機構及び組織の取扱いに関することということで、事務局より説明がありました。

早速、質問、意見を受けたいと思います。松本委員がちょっと早かったです。

松本委員

福島の松本でございます。現在の役場の名称について発言をさせていただきたいと思うんですが、確かに、事務的には支所で結構でございます。しかし、支所では住民のなじみが非常に薄いですね。サービス向上を願うためには、やはりこれまでどおり気楽に役場の方に出向いていただくことが必要でございます。

そういう意味を持ちまして、1市5町の折にもそうなおったかと思うんですが、町を除いて、例えば、福島役場、鷹島役場ということで、住民に対しては使用させていただきたいと思うんです。事務的には結構です。支所で結構です。しかし、住民向けには「福島役場」、あるいは「鷹島役場」という名称を使わせていただきたいと思います。

以上です。

吉山会長

行政上のとらえ方としては支所としていいけれども、言ってみたら愛称みたいな形で、役場として、「役場」という呼び方をしてもいいじゃないかというふうな御意見だったかと思うんですが、御意見として。はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島町の金内です。まず、主な整備方針ということで、この件についての、まず2番目のところで、「新市の事務機構は課制を以て組織し」ということですが、それからいきますと、3番目の「支所長に相当の権限を付与し」というふうに書いてありますが、支所長の位置づけと、それから相当の権限、どの程度の権限なのか、説明ができるのであれば説明をお願いしたいと思います。

吉山会長

はい。

末吉総務部会長

まず、支所長の位置づけですけれども、身分上はやはり新市の組織は課制をもって組織をいたしますので、一番事務サイドとしてのそれぞれの課をまとめる職員の課長、課長制になりますので、支所としても、鷹島、福島の両支所についても支所長を置きますが、支所長の身分上は課長と同格ということで考えております。

支所における権限ですけれども、一応、まだ具体的な詰めはやっておりませんが、現在、福島、鷹島町でやっていらっしゃる公共施設等の維持管理、それから、それぞれの町の住民に対する住民福祉関係のサービス業務、窓口業務、こういうものを基本に業務を考えていきたいというふうに思っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

それから、この4ページの新市の支所の業務機構の概要ということで掲げてありますが、これについての質問もいいのかどうか、お尋ねいたします。

末吉総務部会長

4ページにお示ししておりますのは、機構図ではありませんで、業務の概念図をあらわし

たものであります。

今おっしゃったように、現在のところ、先ほど提案のところで申し上げますように、いわゆる管理的な部門、国とか県とかに対する対外的な調整部門、こういうものは一貫的な業務の収益が必要だということで考えておりますので、従前、福島とか鷹島にありました人事に関するものとか、企画に関するものとか、財政に関するもの、そういうものを除いたところで、現行の福島、鷹島の業務は大体、合併当初は残しておいた方がいいんじゃないかというふうに考えております。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

それでは、一応この掲げてあることについて、2点ほどお尋ねをいたします。

福島支所、鷹島支所ということで掲げてありますが、これを上げる段階で、鷹島、福島支所に、いろいろ事情は違うでしょうが、何名程度の人員が適当と考えておられるのか。

それと、4ページに各町の事務機構が掲げてありますが、この中に、総務の公文書から建設でのその他の項目まで45項目掲げてございます。

この中に言いますと、鷹島のバス等が入っていないというふうな状況ですが、その辺については、その項目のどこで対応するのか。もしくは、本庁でやるのか、その点についてもお尋ねいたします。

それともう一つ、市民生活の火葬関係のところ、墓地に関する言葉、「埋火葬許可、墓地に関する事」と記入してありますが、松浦支所、御厨、上志佐、調川、今福支所を見ますと、火葬の使用許可に関する事というふうなところまで、火葬場の使用許可に関する事とまで書いてある訳ですが、もし鷹島、福島が使用した場合は、本庁まで行かなければ許可が出ないものかどうか、その点についてもあわせて御説明を願います。

吉山会長

はい。

末吉総務部会長

まず、最初の御質問の鷹島、福島にどれぐらいの人員が残るかということでございますけれども、まだ、具体的なそれぞれの部会等と事務事業の一元化というところで調整が、実際、調印後進めていくようになりますけれども、実際の事務量はどれくらいかということはまだ

把握ができておりませんので、その把握ができた段階で、どちらかというとな事務事業の積み上げ式で組織を進めていきたいというふうに考えておりますので、現段階で、例えば、鷹島町で今60人が何十人になるのかという御質問に、現在のところはお答えがないという状況です。

吉山会長

はい。それから、そのあとの……

末吉総務部会長

それから、4ページにお示ししております主な事務の内容というのは、主に市長部局に係る業務をつけておりまして、現段階では、まだ教育委員会に関する事とか、それぞれの市町村で行っております特別会計でやっている分と、それについてまだ十分な協議等々を行っておりませんので、若干そういうものの項目が漏れている部分があるかと思えます。

今申し上げた、おっしゃりました鷹島のバスの関係につきましても、先ほど言いましたように、ある程度支所間なり、鷹島とか福島管内で処理すべきような業務は、それぞれの支所に業務点検をお任せしたいというふうに思っておりますので、財政的なことは別にしまして、現場にあわせた業務というところで、支所の権限というところで見ただけであればいいと思えます。

当然、先ほど言いましたように、鷹島バスの項目は載せていませんけれども、冒頭の説明の中で言いましたように、福島も鷹島も、それぞれまた業務内容が違ってくるところも出てくると思えますし、支所としての位置づけ、内容的な機能も変わってくると思えますので、説明の中で申し上げましたように、それぞれの支所の中で、こういう業務については重点的にしていきたいという業務を支所業務として残していきたいというような御意見があれば、そういうものをこの場で承っていきたいというふうに思っております。

吉山会長

一旦ここでお昼の時間になりましたんで、ここで一旦切りたいと思います。

また午後については、再開する中で質問、意見等々受けたいと思います。

休憩に入ります。

午後0時 休憩

午後0時59分 再開

吉山会長

再開いたします。

協議第47号 事務機構及び組織の取扱いに関することについて説明を終わり、一部質問、意見等々を伺っておったところです。

引き続き質問、意見等々を伺いたいと思います。

村田末廣委員

鷹島町の村田です。この新市の本庁並びに支所の業務機構概念についてお伺いいたしたいと思っておりますけれども、支所の事務機構概念についてはここに福島、鷹島、それと御厨、上志佐、調川、それぞれ概念が示されておりますけれども、この本庁の機構概念が示されておられない訳ですけれども、これはなぜ本庁の分は示されなかったのか、私たち委員としてこれからどういうふうな組織機構ができるのか、やっぱりその案でもひとつ出していただかないとなかなか理解しにくい面があると思いますので、まずその辺についてお伺いいたしたいと思っております。

末吉総務部長

お尋ねの趣旨は、新市全体としての機構概要がわからないということですかね。一応私どもが今のところ考えていますのは、新市になりまして、市という業務になりますけれども、既に松浦市が市の業務を行っておりまして、新市の機構を概念として考えられる場合には、今の松浦市の機構図、2ページの方にお示ししておりますけれども、一応これが新市の機構としての基本になるのではないかと考えていますので、現松浦市の機構をもとに、若干組織規模が大きくなりますので、業務内容を見ながら組織内容を若干手を加えてというところで新市の機構図ができてくるということで考えております。

吉山会長

村田委員どうぞ。

村田末廣委員

私がこの機構概念について伺っているのはなぜかと申しますと、この福島支所、鷹島支所、ここに一応基本的な整備ということで業務の概念が上げられておりますけれども、例えば、総務から税務、市民生活、福祉保健、建設と、こういった項目については大体中身の概念について理解できる訳です。しかし、この産業という項目の概念ですか、これを見ますと、表題にも上げておられますとおり、行政サービスが低下しないように業務を進めるということ

から、私たち鷹島町の場合は、福島町と産業面においても若干異なる点がある訳です。鷹島町の場合は、申すまでもなく基幹作物が水産業、農業、石工業と、こういったものが町の主要産業であります。しかしながら、この概念を見ますと、産業振興の推進云々と書いてありますけれども、やはりここら付近は旧町の主要産業の種目を上げられないものか、特にまた、石工業、商工業関係についてはどこに当たるのか。概念ということになりますと、地場産業の振興については当然行政の指導がなくてはならないわけです。こういったものを今後進めていくためには、やっぱりこういった地元産業の振興をするためにはこの概念をある程度ここにうたっていたかなければというふうな考えを私はする訳です。

基本理念にもございましたように、1市2町は海を中心としたこれからのまちづくりを進めていくというふうな基本理念にもございましたように、やはりこういったものを考えますと、この概念にも多少水産の水ぐらい触れるべき、農業の農でも触れるべきじゃないかと思えます。全くこれには触れていないように感じますので、福島支所と鷹島支所は若干この概念が変わってくるのではないかと、このように私は思いますので、この点については強く要望しておきたいと思えます。

それからもう一つは、先ほど他の委員から話が出ましたけれども、主な整備方針の中で支所長に相当の権限を付与するという中で、施設の維持管理等についての許可関係については説明がありましたので理解する訳ですけれども、予算の執行、あるいは企画立案、こういうことについてはどのようにお考えになられるのか、その点についてお尋ねをいたします。

以上です。

吉山会長

どうぞ。

末吉総務部会長

先ほど支所長の相当の権限を与えて、いわゆる鷹島とか福島のそれぞれの管内、地域内での公共施設の維持管理、それから、地域住民に対するサービス業務についての権限を持たせるということでしたけれども、具体的に、予算の執行範囲をどこまで支所長さんがやれるかというところまではまだ詰めておりません。ただ、現在松浦市がそれぞれの業務分担においても課長さんたちが執行できる予算の範囲とかありますけれども、そういうものを参考に、あと実際に今鷹島、福島でやっていらっしゃる施設の維持管理等に係る事業、こういうものの内容を見ながら、実際合併した後に鷹島、福島のそれぞれで維持管理をやっていく際

に必要な工事だとか、建築だとか、そういう維持費についての金額的なところの把握をした上で執行権の範囲を定めてまいりたいというふうに思っております。

吉山会長

村田委員どうぞ。

村田末廣委員

私は、以前にも要望した訳ですけれども、この予算執行については、やはり島であるものですから特に強く要望したいのは、予算の決裁権限ですね、恐らくこういったものは決裁権限の規定等今度設けていかれるようになるかと思っておりますので、そういった規定なんかを作成に当たって十分配慮していただくように強くこの点については要望しておきたいと思っております。

以上です。

吉山会長

池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。提案が合併までに調整するというので具体的に機構が出ていませんので、それが出てから意見を言いたいと思っていたんですが、それは具体的にはこの協議会の方にお示しなさる予定ですか。

末吉総務部会長

現在こうして合併協議会で協議を行っておりますけれども、調印後に具体的な事務調整を職員間でやっていきます。事務事業の一元化というところで細かい事業までお互いにどういう事業があるよと、どういうふうに調整しようかというところで話し合っていく中で必要な事務量とか職員数とか確定してまいりますので、今お尋ねがあった趣旨については合併までにはここで事務機構について調整する形になっておりますので、調整した結果についてはまた協議会にお示しする方向であります。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

じゃあ、議長にお伺いしますけど、この協議会は3月いっぱいとか2月いっぱいまでじゃなくて、合併までずっと続くという形になるんですかね。

吉山会長

そのとおりです。

池水委員

わかりました。それでは、具体的に機構されるときのお願いなのですが、指揮命令系統がわかりやすく事務的処理が効率的でというように、まさしくこのとおりだと思うんですね。それで、例えば、松浦の今の現行の機構図で申しますと、建設課、都市計画課、下水道課、ここらあたりは逆にいうと一本化された方がその趣旨にのっとってやりやすいんじゃないかというふうに実は思っております。

それから、先ほどより出ております支所長の問題ですが、先ほど支所長には相当の権限ということで、どういう権限だということで大体本庁の課長クラスだというふうなお話があったんですが、だとするならば、ここの分掌にありますように、支所長に相当の権限を付与し所要の課とありますが、支所長が課長だとすると、ここで取り扱う課というのはどういうふうなイメージになるんでしょうかね。そこら辺もう少し具体的にお教えいただけますか。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

一応本庁の方にも課、室、係があつて、支所の中にも支所長がおつて、支所長は課長と同格という位置づけで、支所長の下に課、係を設置する訳ですけれども、あくまでも課と係というのは業務を分担する上の内容に応じて職務を分担していくというところでの仕事の割り振りということでございますけれども、一応支所の中にも課を置くということでありますので、必然的に課長職というものが存在するということになります。支所長についても本庁と同格の課長です。支所の中の課も課長ですということでもありますので、課長さんという課長級がふくそうする形になりますけれども、支所長の課長については同じ課長の中でも筆頭格といえますか、総括できるような人をそこに定めておきたいというふうに思っております。

吉山会長

松本委員ちょっと待ってくださいね。池水委員どうぞ。

池水委員

そういうことであれば、何か民間からすると非常にわかりにくいんですね。同じ課長がおつて、誰がトップで、肩書は同じ課長ですよ、例えば、支所にも課長を置くんだというこ

とであれば、トップの課長と、それは第1課長、第2課長、第3課長みたいな序列的な課長をつけるというような形になるんですかね。

先ほど冒頭の分掌でありましたように、わかりやすく効率的にというふうな題名がもともと入っているんですね。それで、今言われているような課長制度というのは非常にわかりにくい制度で、何かつじつまが全く合わないような答弁になっているかと思うんですが、そこから辺少し整理された方がよくないですか。

例えば、支所長の課長が本庁の課長と同じであるんだとすれば、ここで置く支所には課はなくて、例えば係になるというのであればわかりやすいと思うんですが、これを課を置いて、ここにも課長を置くんだということであれば、住民にとっては非常にわかりにくい組織体にしかなり得ないと思うんですが、いかがでしょうか。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今御指摘の点は、議論の中で私どもも課題としてとらえておりますが、ただ、住民の皆様方にとって混乱のないよう指揮命令といいますか、決裁権等は整理をする必要があろうと思しますので、今後権限と名称につきましては幹事会等で詳しく検討してまいります。

ただ、課制ということが基本でございますので、支所長の権限と支所課長さんの権限というのはおのずから違ってまいりまして、先ほど部会長が申し上げましたとおり、支所長の権限はそれぞれの支所課長を統括する権限、結局、条例規則等で権限を明確にして、支所長の権限というものは上位にあるという位置づけをしていきたいというふうに思っております。

ただ、今後この辺につきましてはもう少し時間をいただいて、先ほど部会長が申し上げましたとおり、一応の組織機構、あるいは補職名等は整理をして、またこの協議会にお示しして議論をいただきたいというふうに思っております。

吉山会長

松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本でございます。ただ今の池水委員の発言と重複いたしますが、支所長に相当の権限を付与する。これはもう当然のことであり、そうしていただきたい訳ですが、支所長も各課の課長も同じ課長だということですね。そうした場合、相当の権限を与えられたその権限の行使が非常に、同じレベルの課長ですからやりにくいんじゃないか、そのように思う訳

でございまして、この支所長になる課長の選任に当たって、例えば、8号級の課長を当てるとか、そういうふうな考え何かあればひとつ教えていただきたいと思います。

それともう一つは、違う内容になりますが、福島、鷹島支所、この中で、例えば、公民館とか教育委員会という項目はありませんね。ここに上げてある項目、新たにやはりここら辺も上げるべき職務といたしますか、仕事の内容じゃないかなと思っておりますので、この2点についてお尋ねを申し上げます。

吉山会長

幹事長からどうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。1点目につきましては、給料の号級による区分よりも決裁権で整理をさせていただきたいと思います。支所長の決裁権と支所課長の決裁権を違えたところで明確にお示しをしていきたいというふうに思っております。

吉山会長

はい、部会長。

末吉総務部会長

二つ目の各種委員会、教育委員会とか農業委員会の関係だと思えますけれども、現在のところ、4ページの支所の中には具体的な教育委員会の組織というのはまだ教育委員会サイドと打ち合わせをしておりませんので、表現としてお示ししておりませんが、一応各種行政委員会も、先ほど主な整備方針のところでも申し上げましたとおり、一応統合整理を行っていくということでございまして、それなりに農業委員会なり教育委員会なりの担当職員というものもそれぞれの支所の中に配置して関係施設等、関係委員さん等のお世話をしていくという形にはなってくるかと思えます。

吉山会長

よろしいですね。その他。田中委員どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。行政サービスの件で窓口業務のことに関してお願いになりますけど、迅速にかつということで親切に窓口業務をやってもらいたいと思います。10年ほど前なんですけど、松浦市の方でなんですけど、かなり何課に行ってくれ、何課に行ってくれと、申請手続をする場合にたらい回しにされるということがありました。10年後、今は大分直ってき

ましたけど、やはり鷹島町、福島町から見えられる町民の方たちが本庁に来られたときにどうぞたらい回しにされないようにしっかりとした業務をしていただきたいと思います。そういうことに関しては窓口業務に関してきちんと住民を受け入れていないとおかしいなと思いますので、そちらの方を教育していただきたいと思います。よろしくお願いします。

吉山会長

強い要望ということで。池水委員どうぞ。

池水委員

池水です。友廣幹事長の揚げ足をとるようで申し訳ないんですが、先ほどの支所の問題で、やはり支所も課長職というふうな言葉が先ほどもちょっと出たんですが、要するに、今度の事務機構の中で現在よりも課長職をふやす前提で考えてあるのか、それとも簡素化する前提で考えてあるのか、今たまたま田中委員がおっしゃったようなことも実は各課が多いばかりにたらい回しの現象があるんだろうと思うんですね。やっぱり命令系統が一本化することによってそういう部分の弊害もなくなってくるんだと思うんですが、どうも先ほどから聞きよくと、支所長あたりが課長職が増えてくるのは当然だとは思うんですが、何やら課長がいっぱいできそうな雰囲気ちょっと不安なんです、そこら辺のところはいかがでしょうか。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。現在1市2町のそれぞれ課長職がおられます。したがって、合併時にその課長さん方も、係長も含めてでございますが、その職務、補職というのはやはり維持していくべきだというふうに思っております。

したがって、増やすということじゃなくて、現在の1市2町の課長さん、課長補佐さん、係長さんはその身分は保障する必要があると思いますので、そのためにはやはり支所課長さんも課長相当職とした位置づけで対応していかなければならないと思いますが、その課長さん、あるいはそれぞれの補職名を持った方々が退職されていく段階では指揮命令系統がすっきりした形になるように整理をしていく必要があると思いますので、その辺につきましても相当の時間はかかると思いますが、今池水議員がおっしゃいましたように、指揮命令系統が明確になるためにはやはりそれなりの補職名の整理をしていくと、しかし、合併時には、先ほど申し上げましたようなそれぞれの身分の保障ということは必要だと思いますので、そういう配置をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。当然合併する訳ですから、各課それぞれに課長さんはたくさんおられる訳ですけど、そこだけの身分の保障のために、船頭多くして何とやらというふうな形で、かえって民の方への行政サービスの低下になるというようなことは大いに考えられると思うんですね。それは身分は保障されても構わないんですが、命令系統云々についてはポジションにこだわることなくそれはそれでやっていけるんじゃないかと思うんですね。したがって、その辺のところでは課長職はあんまり増やすのはいかがなものかと。ただ、身分の保障ですから、言うならば、公務員として保障されている訳ですね。給料も当然保障せざるを得んわけですから、その辺のところは仕方ないと思うんですが、役職をそんなに増やす必要はないんじゃないかと思います。

以上です。

友廣幹事長

ただ今の件につきましては、課長という補職名にとらわれず、やはり縦といいますか、課長、課長補佐、係長という縦の補職名があるわけですが、それと同じように、今池水委員がおっしゃいましたように、そこら辺についてはスタッフ職として、例えば、主管とか参事とか、主査と、そういう補職名を持った対応も当然考えていって、やっぱり住民の皆さん方に指揮命令系統の混乱がないように、わかりやすい役所内部の組織機構としての命令系統も明確になるような、そういう縦の補職名とスタッフ職としての補職名、その方をやはりかみ合わせていく必要があるというふうに考えております。

吉山会長

友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。今の幹事長の考え方で大体わかったんですが、結局、今課長制度をとっておいて、この課長制度の中で新しい機構を持っていこうとすると大変難しい点があるのかなど。ただ、今回今の財政規模等々を考えて、部長制を設けることは、これはやっぱり好ましくない訳ですから、現行の課長制の中で上下のラインをきっちり設けていくということが必要だろうと思います。

そこで、一番危惧するのは、福島支所、鷹島支所でそれぞれ住民サービスが低下しないようにそれぞれの窓口業務を行う訳ですね。しかし、本庁サイドとする側もすべて同じ市民な訳ですから、市内に1市2制度、あるいは3制度的な運用がなされてはならないと思う訳ですよ。そのためには、福祉保健の問題にしても、命令系統の中で、この概念図だけを見てしまいますので、何となくそういうふうに感じてしまうのかもしれませんが、例えば、福島町で保健の窓口に来られた方、その方の決裁権は福島の支所長にあるとすると、本来なら市の福祉の課長の決裁権であるべきだと思うんですよ、ラインはですね。そのあたりがこの概念図ではぴんとこない訳ですね。ですから、現行の課長の中で運用をなさるということで、今後いろいろ考えていかれるんでしょうけれども、そのときにこれまでの課長という形での概念にとられずに、新しい新市で設けられた課長であるということ、職員の皆さんもそういう感覚でやっていただかないと、これまでの課長という感覚を皆さんが持っている、先ほどから出ているようなことが起こってしまうんじゃないかなと思うんですよ。だから、縦のラインをきっちり明確にさせていただいて、窓口は別であってもラインは一つであるということ、是非やっていただきたいと思います。

ですから、理想は、例えば、保健福祉部の鷹島支所課とか、福島支所課というふうになれば一番理想的なんですが、部制は設けないということ、いくべきだと思いますので、そういったことができるような組織をぜひ構築していただきたいと、そのことを要望しておきます。

吉山会長

寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。今組織機構の問題でやりとりがなされておりますけれども、若干変わった形でお尋ねをしてみたい。

これは先に確認された事項でもございます。職員の身分の問題にも関連するかと思います。今後組織機構を含めて現在の1市2町の職員の数、そしてまた、今後合併という大きな目標に向かってこの職員というものの組織をどのように考えておられるのか、そこら辺のま、お尋ねをしてみたいと思います。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。現在1市2町で444名の職員がおります。類団比較いたしますと、約10名ほど職員数が多い訳でございますが、ただ、今回1市2町は飛び地であるということと

離島であるということを考えますと、基本的に一つの新市になる訳でございますので、どの地域にお住まいになっておられる市民の方々も平等といいますか、公正といいますか、行政サービスが受けられるようにするためにはそれぞれの福島、鷹島の支所の機能の充実というのは欠かせないことだというふうに認識しております。ただ、類団で10名程度の職員数が多いからということでは、これまでの合併協議会の中で最も強い意見が出ております行政経費の削減ということになりますと、やはり職員数をいかに削減するかということが大変重要なことであり、そういう行政経費の削減をもって投資的経費に充当して行って市民サービスにつなげていくかということが基本でなければならないと思っております。

したがって、まだ組織機構を明確に詰めておりませんので、何名ということの目標数はここで申し上げるまで詰めておりませんが、ただ、基本的には類団との比較で10名程度多いからということでは済まない、特に議会の現在の45名の議員さんが20名という議員定数をもって今回臨まれるということは行政を担当している職員としてこのことは重く受けとめて今後対処していかんやならないと思っておりますので、やはり二桁台の削減は目標として今後組織機構を含めて十分幹事会等で検討していきたいと、そういう基本的な考えを持っておるところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。今幹事長の方から基本的な考え方については私も理解をする訳ですね。ただ問題は、この合併協議会であらゆるものが確認をされた時点で、町、市におかれてもそれぞれ説明会は持たれるわけでございます。そのときに今までは議員の在任特例問題で相当もめてまいりました。しかし、このような幸いにも理解ある皆さん方の協力のおかげで一応全国的にもまれに見る議員定数で確認をされたということは、私は非常に喜ばしいこと。しかしその反面、やはり今の一般の住民の皆さん方からすると、大変この職員数についても問題を抱えておるといっても過言ではございません。やはりここら辺を何名だということに確定はできんにしても、支所機能の福島、鷹島は特に、それは充実をしていかにやらんということは当然でございますけれども、全体的に合併という目標に向かって行政経費をどれだけ削減して市民、住民のサービスに回していくかということが基本でございますので、何年にどうするかということはここであえて申し上げませんけれども、少なくとも市の職員でなければ

やれない仕事と一般の住民組織団体でやれる仕事というのはかなり区別すれば今からもあると私は見えています。それを根本的に洗い直しをしながら、そして、将来に向かった新市の建設計画をつくっていかねば市民の理解はなかなか難しいと、あえて私は考えています。

それとあわせて、大変こういうことを申し上げて、言いにくいことですが、退職勧奨についてはどのように考えておられますか、お尋ねします。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。前段のことにつきましては、今後組織機構、あるいは事務のあり方等につきましては、やはりあくまでも行政で何もかもやっていくということじゃなくて、やはり民間にお願いできる業務はないのか、そういうことも含めて今後精査をして、できるだけ職員数の削減については取り組んでいきたいと思っておりますし、財政計画等でも10%の職員削減というのは既に計画の中で謳ってきておりますので、そこら辺が最低の目標かなというふうに思っております。それをできるだけ多くの形で削減ができるような今後取り組みをしていきたいというふうに思っております。

なお、このことにつきましては、いろいろな対応の仕方があろうと思っておりますが、今後どういう形で職員の削減をしていくかということについては、今寺澤委員が申されたことも一つの方法としてあろうと思っておりますが、このことについてはまだ具体的に検討はいたしておりません。このことについては合併までにやるということになりますと、やはり1市2町の首長さんのお考えを待たなければなりませんし、新市になってからということになりますと、それは新しい市長さんでお取り組みいただくことになろうと思っておりますので、そこら辺については今後のそれぞれの段階で対応されるのか、あるいは、新市になって対応されるのかということからまず議論をしていくべき問題じゃないかというふうに思っております。

寺澤委員

答弁しにくい問題をしておりまして、大変申し訳ないと思う。ただ問題は、率直に申し上げて、今後の新市になってからなのか、合併までかというような話がありました。確かに幹事長という立場ではそういう答弁にしかならないと思う。しかし、これはあくまでも3首長ここにも出席しておられる訳ですから、私はできることなら合併までにそういう方向性というのをきちっと出してもらいたい。そういう希望を持つ訳でございますが、まず議長会長としてどう考えておられるのかお尋ねします。

吉山会長

この問題、結論というか、それを申し上げます前に、今回の事務機構組織整備の基本的な考え方という中で、その二つ目に、新市の事務局は課制をもって組織し、所要の課、係を設置して事務分掌の所管区分及び指揮系統を明確にする。またということで、随時行財政改革を実行し事務事業の見直しと事務機構の再編に取り組むということのとらえ方をここでさせていただきます。方針としてですね。

これはどういうことかという、まず1点目に、合併をする、その段階における組織機構がどうあっていいのか。10年なら10年たった段階でどのような状況を生み出していくのか。やっぱりステップがあると思うんです。その際に、じゃあその過渡期としての5年後にどういう対応ができるのか。これひとえに、実は合併に対する不安という部分が地域住民の皆様方にある訳ですから、その不安を合併、その直後の段階で住民サービスを落とさないということによって初めて合併によっての住民皆様方の不安解消の動きが始まると私は見ております。そういう状況をとらえますと、まずは先ほどから出ておりました支所に支所長に相当の権限を付与し、なおかつ課制をしきながら指揮命令系統を明らかにしていくという作業がある。そうしますと、当初段階からいきなり、例えば、30名を減らそうとか、20名を減らそうとか、そういったことには私はならないと思っております。随時民間委託だとかということ等も絡めた行財政改革というのを進めながら究極何十名なら何十名減らそうという話になっていくんだと思います。そういうこと等をとらえていきますと、質問の本旨ですけれども、あえて勧奨退職等々を進めて、合併前における人員を減らすことが正しいのかどうなのか。私の思いとしては、それはやらずに、やっぱり合併後確実に減らす作業を持っていった方がいいなど。言ってみましたら、17年度の財政計画もまた練り直さなくちゃなんというように作業にも入ってくる訳でございますので、私自身は合併後具体的に着実に行財政改革を進める中で人員の削減を図っていくという手法をとるべきだと、そのように思っております。

はい、どうぞ。

寺澤委員

これ人事権の問題ですから深くこれから先は突っ込みはいたしませんけれども、一般的に、やっぱり住民がいつも望んでおるのは、それは行政の立場としてはわかります。しかし、1市2町合併するということになれば、そこにはかなりだぶついてくる方々が出てくると私は見えています。だから、それをどう生かすか。確かに、支所機能を落とせと言っとる訳じゃな

い。1年に30名削減しろと言っとる訳じゃございませんよ。少なくともいつの時点までどういう方向性を見出して取り組んでいくかという、そういう姿勢の問題はきちっとすべきじゃないかと。それを市民も大きくそういうことに期待を持っていると私は思いますので、お尋ねをしているわけですよ。そのことについていま一度御答弁お願いします。

吉山会長

私は合併までにですね、今の段階で勧奨退職等々の対応をなさるのかというその権限しか今持ちませんので、そういうものの言い方をしました。やっぱりそれは幹事長が申しあげましたように、合併後具体的に行財政改革を進める中で勧奨退職等々の方法というのは当然あるだろうと思います。しかし、合併直前、あるいは直後の段階でそのことが果たしてやるといことが可能なかどうなのかというと、私ちょっとという気がする。その後の作業として必要だということについては、それは新たな新市になって具体的にやっぱり検討をして実行されるべきことだろうと思います。

松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。少しピントの外れた話になるかもしれませんが、今までのいろんな御意見をお伺いしながら、私ちょっと心配になることが出てきましたので、申し上げてみたいと思います。

先ほどからの指揮命令系統の確立で、支所と本庁との関係が出てまいっております。いずれにいたしましても、二重構造では非常に困る場合が出てくる。物事については一貫性がなければならぬ。したがって、予算の編成、執行権、予算の執行、事務事業の実施計画、そうしたものは一連のものでなければならぬと思う訳なんです。

お伺いいたしておるところによりますと、それぞれ支所には支所としての管内の問題点についての執行権なり、あるいは提案権なり、そうした実施権なりを与えてほしいという願いが込められているように実は感じた訳でございます。私は合併を今回で3回ほど経験する訳でございますけれども、やはりそうした地域住民のニーズを満たしていくためには相当な無理が出てくる訳でございます。また、その無理が通れば行政は混乱する訳でございます、やはり命令系統というのは上下一貫性がなければならぬ。したがって、もうはっきりここで説明をなさっておかれた方がいいと思うんです。事務事業の計画、立案、執行についての御意見を求めるけれども、決定権は一執行権者にありますよということをはっきり言われて

おかれた方が、あのときは考えるということじゃなかったかというような禍根を残す恐れなしと言えない訳でございますので、その点はひとつ明確にお答えいただいた方がいいのではないかというように思う訳でございます。

それから、この際、今各市町とも任意団体、有効団体等の事務、あるいは事業執行についてもある程度の手助けをし、あるいは、場合によっては先頭に立って執行なさっておる向きもあると思うんです。この際合併を機に一掃されまして、公共がなされなければならない業務、そしてまた、それぞれの団体がやらなければならない業務、そういうふうに分けられまして、なおかつ公共が介助しなきゃいかんということであれば、人員はそれ相当にまた増やさなきゃいかんでしょう。

先ほど幹事長の話では、類似団体等とのこの検討もしながらということでございますけれども、類似団体といいましても、組織形態、いろいろな要素が違う訳ですから、そっくりそのまま当てはまるというものはないと思う。だから、松浦独自のものをひとつこの際は検討して答えを出していただきたいというように思う訳でございます。

それから、勸奨制度でございますが、私は2回とも勸奨制度というふうな職員にとっては大いに歓迎されたというように理解をいたしております。この際、あるいは、別にここでひとつ区切りをつけて別の道を選ぼう、いろんな転機にもなる訳でございます。また、そのことは行政執行権者といたしましては首切りにつながるというような立場で大分御遠慮をなさっておられる。そのことが職員に受ける受け方が非常によろしいというようなことになるかもしれませんけれども、そうではなしに、今回はやっぱり経費節減、そしてまた、新たな新しい職員の道を開いてやることにもなる訳でございます。あるいは、先ほど申し上げましたように、職員自身がやっぱり勸奨退職によってある程度の優遇措置が期待されるという期待も持っているんじゃないかというように思いますし、やはり勸奨退職制度というのは活用なさった方がいいんじゃないかと、このように実は思う訳でございます。そして、新陳代謝を図る一つの方策としてお取り上げになった方がいいんじゃないかというようにも思います。

それから、1市5町の場合も職員の定数削減につきましては、それぞれ1割程度というようなことでやってこられたことも私も特別委員会の中で大分論議もしましたし、知っておる訳でございますが、やはりより少ない人員でより高度なサービスができるような体制確立のためには、そうした今までの経緯等は十分参考にしながらも、新たな方向で取り組むぞという姿勢をひとつお示しいただきたい。そのことが今回のいろんなこの問題を乗り越えながら

合併しようとする新松浦市の方向をさらに力強いものにするんじゃないかと思しますので、その点についてひとつ会長の御意見をお伺いしておきたいと思います。

吉山会長

基本的には、今回の整備方針、組織機構の整備方針云々というのはまさしく、言ってみたら具体的な対応は調印後の事務作業の中で積み上げていくということになっていく訳なんです。そんな意味で非常にわかりにくい部分というのはあるかと思うんです。その際、私自身は、先ほど寺澤委員に対して申し上げた勧奨退職の取扱いの問題云々については17年度という部分でいうと、これはもう非常に難しいと思っております。後の形、段階になってきますと、行財政改革等々の絡みの中で当然民間に委託できる分はないのかだとか、そういった検証をしながら、さらに事務が詰められることによって人員がどうなのか。その際の人員を減少させる手法として、幹事長も先ほど申し上げましたように、ある意味では選択肢の一つとして当然あり得ることだと、それは思っております。これはしかし、それは後の新しい市になった執行体制の中でどう進んでいくのかのようになっていこうかと思います。

それから、前段の方で申し上げられました要望、希望というのは確かにある訳なんです。しかし、今日まで承っておる話の中では、私自身は当然指揮命令の最終的な決定権が新しい新市のトップがそれは担うことになる訳です、予算の執行権限等々も。しかし、その部分の権限をどこまで支所長であり原課の課長なりに渡すかというのは、またこれは組織機構上必要なことですので、この部分は間違いなくきちっとやっていただかなくちゃならない、新しい執行体制の中でやっていただかなくちゃならない大原則だと思っておりますので、そういう流れになっていこうかと思います。

そういう思いを持っております。あとはもう要望だったのかなと思っております。（発言する者あり）類似団体。

類似団体云々というのは、これはあくまでも参考にする話であって、当然この新しい松浦地域の中でどういう仕事をこなしていけばいいのか、そのことのためにはどれだけこの人員が要るのか、そのことに当然主眼を置いて人員計画等々は進めていかななくてはならない、実行していかななくてはならないことだと、そのように思っております。

はい、どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。くどいようですが、経験談を一つだけ言っておきますが、私も

かつて合併当時は支部長心得という、条例にはない役職でございまして、不心得じゃろうと申し上げましたところ怒られました。実は支部長心得というのを1年間やりました。言うように、支所長だから何もかもやってくれると地域の住民は持ってくるんですね。本庁に要求しまして、こうしてくださいと。はい、いたします。いたしますが一方通行でございまして、容易におりてこない。よくよくその実態を見てみますと、本庁の課長サイドでそれが受けとめられて、そして、消化できるとされるものについては支所におりてまいりますけれども、課長の考え方の中でイエスともノーとも言えないやつは何ぼ請求しても答えが返ってこないというような問題が実はあったわけでございますけれども、そうした問題はしょっちゅうとまでは言いませんけれども、大体提起された問題をおつなぎしましても、実現する可能性というのは非常に乏しかったですね。そういうことがございますので、やはり支所の支所長さんが課長さんであっても、本庁の課長と同等だといいますが、本庁の課長の決裁がなかったら支所は何もできないというのが現実なんです。だから、最初から期待を持たせるようなことでは合併を何のためにしたのかと、こういうそしりを免れないと思いますので、その辺は執行権の問題、それから命令系統の問題、はっきりずばりおっしゃって、こういう形でいきますよというふうにやっていただきたい。

勸奨退職は、おっしゃることはわかります。多分そうお答えになるだろうと思うてお尋ねしたんですけれども、しかし、私どもの仲間の中にも定年前にその折々に、2回ですから折々、やっぱり勇退なさった方もおられるわけでございますので、やはりそうした方々を救済する意味も多分にこれは含まれてくると思うんですよ。だから、それと同時に、定数の削減、高給者の減数によって新しい初任給の方が入ってこられるという窓口も開けていく訳ですから大いに検討してもらいたいと思います。

以上です。

吉山会長

今松瀬議員が、言ってみましたら、数少ない合併を実務経験なさった御立場ですので、当然これから組織機構というものを明確に、指揮命令系統も含めて対応していくについてので、その経験というのは大いに生かすべきだと思いますので、是非今後とも事務局等々にもお知恵を、これは特別に申し上げておきたいと思うんです。是非お知恵を授かりますようお願いをしておく、そういう思いです。

おっしゃった部分の指揮命令系統ということがきちっと通る、そのことによって住民皆様

方が混乱をしないように、そういったことに力点を置いたこれからの事務作業を詰めていくように会長の立場でもずっと見ていきたいと思えます。ありがとうございました。

そのほか。池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今日組織の分だけと思っただけなんですが、寺澤委員の関連質問ということで、これはお答えも要らないんですが、お願いということで、お願いというより当り前だということと言いたいたんですが、先ほど10年間で10%の削減というようなお話で、40名ですから約400名で40名、10%の削減がある意味当然のこととしてやると、最低限としてのノルマだろうというふうにおっしゃっていますが、これは以前僕は言ったと思うんですが、これは行財政経費の削減じゃないんですね。実は人口は6,000人減る訳ですから、20%の人口は減っていく訳ですから、したがって、職員の10%の削減なんというのは、これはもう当然当り前のことですね、基本的にこれは行政経費の削減とは全然別個の問題だと思うんですね。そういう部分は必然的に当然ながら出てくる、これは人口が予定どおり6,000人減るんだとすれば現況のままで職員の数がいいなんていうはずは絶対あり得ないわけですから、必然的に10%やそこら減るのはもう当然のことであって、こういう部分を行財政経費の削減として話すこと自体が今回の合併の協議会に沿っていないと思うんですね。そういうのは当然やる訳ですから、やって当り前のことですから、それ以外のことに對してどうやるんだというようなことを実はやっぱり幹事会なり行政側として示さないと、先ほど寺澤委員がおっしゃったように、住民サイドは別段職員の数を減らせとばかり言っている訳じゃなくて、要はそういうのは当然必然的に出てくる話であって、それ以外に對してどういうことが期待されているのかということの方がより重要だと思うんで、例えばの話が、人口は20%減りますけど、職員は倍の40%減らしますというのであれば、これは確かに行財政経費の削減だと言えるかもしれませんが、現実的にはそういう話には多分ならないんでしょから、これは職員の10%削減はもう当然当り前のこととして、それ以外として今回の合併の目的に合うようなことを行政側はどういうふうなことを考えているのかということをやはり示すべきだろうと思っていますので、職員10%削減案という部分は、先ほど言ったみたいに、行財政経費の削減かもしれませんが、これは当り前だというふうに認識をしていただきたいんだと僕は思っています。

以上です。お答え要りません。

吉山会長

その他。山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。ずうっと同じような言い方になりますけれども、一つ二つお尋ねいたします。今松浦に支所が四つある訳ですけれども、何名ぐらい配置されているものか。それから、それに付随してですけれども、福島、鷹島一応支所とするというふうな文面になっておりますけれども、大変失礼かもしれませんが、福島、鷹島、同じ支所とはちょっと違うんだということだけは、言ってもいいもんかどうか知りませんが、その認識だけはずっと持っていたきたい、できれば持っていたきたい、将来的にはそれはどんどんどんどん改革なされて、改善するところは効率的になされるかもしれませんが、是非その辺は同じ字であっても、違うんだということだけちょっと失礼かもしれませんが、お願いしたいと思います。

それから、一番初めに名前の名称についてちょっと松本委員さんの方から話がありましたけれども、役場にして欲しいという話がありました。ここに名称について何も書いてなか訳ですね、何にせると。もう文面的には支所としてと書いてありますけれども、恐らく松本委員のあれとしては役場としてくれ、文面じゃのうして、福島町は今役場と書いてありますけれども、福島町を抜いて福島役場としてくれという看板ですね、看板というかな、何というかな、それをしてくれという含みがあったんじゃないかと私は思います。全然触れてなかわけですね。今まで全然、松本委員が言わただけであって、ずうっと支所支所支所支所とみんなこの文面だけで言われておりますけれども、その辺を含めて、次回ぐらいはその辺もはっきりさせていただかんば看板上げられんとやなかかなと私は思います。是非その辺も今回ちょっと福島として、私が言う訳じゃなかですけれども、その辺の話がありましたので、その辺もはっきりさせていただければと思っております。

それからあと一つ、機構図の中で、先ほど幹事か総務課の方から説明なされた訳ですけれども、行政のいろんな委員会についてはまだ調整ができていないから書いていないんだという説明ですけど、そういう説明は私はあんまり、ここに書くならば、やっぱりちゃんとした、教育委員会はしっかりしたあれですから、やっぱりどこかに書いておくべきじゃなかかと、その他でいいものか、決まったらんから書かんだではちょっと、この機構図を見るならば、是非そういう願がありましたので、いずれいつかは説明をするということですので、一応

そういう思いがありましたので、発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

吉山会長

総務部会長。

末吉総務部会長

それでは、まず松浦の御厨外四つの支所の職員数ですけれども、それぞれの支所に1人ないし2人の正規の職員を置いておきまして、あとそれを補完する形で委託職員を1名ずつ置いております。ただ、上志佐支所におきましては、正規の職員の配置ができませんでしたので、委託職員2名のみで対応して、管理者は総務課長が兼務ということでやっております。

それから最後に、行政委員会の職務に応じた組織内容が明示されていないということでありましたけれども、確かに細かい詰めはやっておりませんで、例えば、教育委員会こうなりますとか、農業委員会はどういう支所の業務になりますということまではお示しできておりません。

ただ、その辺を含めまして、4ページの表の総務の部分では一応、総務の関係の後ろから三つ目ですけれども、議会他各種行政委員会の庶務に関することということで、各行政委員会の庶務も当然各支所で行うという表現では、そこで書き入れたことでもあります。

吉山会長

もうちょっと待ってくださいね。役場の名称等々少し整理をしておきたいと思います。

末吉総務部会長

福島支所と鷹島支所の関係の名称ですけれども、御提案の趣旨は一応地方自治法上に規定があります事務機構の組織ということで一応支所ということではしてしまっていて、特段の名称を設けて提案はしておりません。

それから、松浦市関係の御厨外4支所ですけれども、これは御提案の趣旨で申し上げましたとおり、地方自治法上の規定でいいますと、機能としては出張所的な機能でございますので、新市の総務部局の中の出先の機関ということでの位置づけを考えております。

吉山会長

はい、どうぞ。

山口委員

福島の山口です。名称についてちょっと、これははっきり支所とすればもう支所が通常のいい名になる訳ですね。先ほど普通は役場でございますというふうな話は恐らく文面には、

公的な文書にはいいけれども、先ほど言いましたように、表看板は役場としてくれというお願いだったろうと私は思うて、その辺は勝手にされませんから、はっきりここで法令で協議なされた方がいいっちゃなかかなと私は思います。

末吉総務部会長

現段階での提案の内容では、あくまでも地方自治法上の規定によります事務所の名称の支所ということでの提案でございまして、仮に地方自治法上の機能は支所ではありますが、名称につきましては、そこそこの自治体で自由に名称を決めて、これを条例で謳い込むという形で対応はできます。

前回の1市5町の合併協議会のときでも、大分この支所の名称については御協議いただきまして、行政センターだとか、振興局だとか、今おっしゃいました役場とかいう名称が出てきて、当時小委員会まで設けていただいて、地域役場というところで落ち着いたものだと思いますが、今回一応白紙に戻した形での御提案でございまして、地方自治法上の支所という名称での御提案ございまして、実際の名称をどうするかということについては、この協議会で御議論いただければ結構かと思えますけど。

吉山会長

ちょっと山口委員いいですか。

山口委員

山口ですけれども、そしたら、ここで話し合うということですね。それをはっきりしとかんならちょっとこのままあやふやで看板上げていいものかどうか町長さんも迷わすかもしれんし。

末吉総務部会長

総務部会の提案としては新市の福島、鷹島の現役場は福島支所ないし鷹島支所という名称での提案でございます。

吉山会長

福村委員どうぞ。

福村委員

松浦の福村ですが、この合併のそもそもの出だしが行政経費の削減、それを財源でサービス向上、住民のサービス向上に向けようということが出だしと思うんですけれども、この組織を見ておりますと、本当は組織の簡素化といいますかね、明朗経費等の明確なことと思

ますけれども、見る限りは、逆行して組織が肥大化しているような気もいたします。これは私の感想も含めて希望なんですけれども。それで、今住民サービスを低下させないためにこの組織は今までどおり温存していこうという考えはある訳ですけれども、そういった住民サービスを確保するためにということで人員の削減というものが何か足かせになっているような、私の感想ですよ、気がする訳ですよ。逆にそのことが住民サービスの向上に結びつかない一つの要因になつとるんじゃないかと、そんな素朴な疑問も持っております。

従いまして、これにつきましては、この合併のそもそものスタートの原点に返って、やはり効率、行政経費の効率といえ、やっぱり一番目につくのは、市民から考えれば人員の削減なんです。これは新市計画と一緒に、そういった財政計画も含めて、財政計画も10%と言いますけれども、やはり市民にもう少し積極的なそういった人員配置等々についても、人員配置については適正にやると言いますけれども、これは今の人員を温存するのか増やすのかというふうにはしかとれない訳ですよ。適正化というのは減らすというのが適正化という見方もできますからね。そういうことでちょっと私調べてきましたよ、人員のことで。

松浦市が平成6年から16年3月31日、7%減っているですね。職員は5%しか減っておりません。福島が9%人口が減って15%の職員を減らしておる、鷹島町が人口12%減って11%の職員を削減しておる。やはり口で言うてもなかなか減らない。両町はかなり努力しておられることは認めます。松浦市の場合には本当10年間かかって人口の減に比例して少ない。本当を言えば、人口の減よりも職員の減数が多いのが当たり前という、今の時代当然じゃないかと私は思うんですよ。それが行政効率の向上につながっているという証しになると思うですよ。

そういうことですから、今度の新市計画の中、財政計画の中でもっと枠をはめて努力目標をせんと、10%ではとてもじゃなか、そこまでできるかできんかわかりません。そういうことですから、市民にもう少し理解を得るような、もっとはっきりした明確な人員削減策を示すべきじゃないかと、私はそのように思います。私の感想と希望ですけれども、よろしくお願ひします。

吉山会長

ちょっと先ほどの支所の件と人員の件と議論がふくそうしておるようです。

ここでちょっと整理をしておきたいんですが、支所の件で整理をしておきたいと思います。松本委員さんがおっしゃったのは、もう支所ということでいいにしても、住民皆さん方の

立場からすると愛着を持った役場というのを、私のとらえ方は、地域の愛称的なことで対応していただけんかという意味合いだったのではないかなというとらえ方をしていたんですね。そういうとらえ方をしていました。今山口委員からそのことを改めておっしゃいますと、ちょっと認識違いだったのかなという思いを持っておるところなんです。

そこで、ちょっと事務局として整理して、先ほど総務部会長は後でというとらえ方だったのか、この協議の場で名前のごとく決めてほしいということと言ったのか、ちょっと、どちらだったのかな。

末吉総務部会長

総務部会としてというか、事務局としては支所という名称での提案でございまして、それに対して役場とかいうふうな御提案がございましたので、実際に地方自治法上は支所という位置づけですが、名称については条例で定めれば、先ほど言いましたように、例えば、行政センターとか振興局だとか、そういう名称の呼称を支所につけることはできる訳ですので、事務局としては支所でどうでしょうか、支所という名称でどうでしょうかという提案でありますので、そうじゃなくて、こういう名称にしたらどうかという御意見があれば、この場でお聞きしたいと思います。

吉山会長

福村委員ちょっと後にします、先ほどの話はですね。

そこで、この協議第47号 事務機構及び組織の取扱いに関することの中の支所ですね、地方自治法上の支所、これについての名称というものをここで決めておく必要があります。協議第47号の中でですね。これはやっぱり事務調整の中ではできない^{はんちゆう}範疇に入るようでございますので、そこら辺ちょっと議論を整理しておきたいと思います。どうですかね、皆さん。松本委員が冒頭おっしゃった部分がありましたから、どうぞ。

松本委員

福島の松本です。事務的には支所で結構ですという言い方を私はしました。役場に看板ですか、あれはやはり住民向けの看板ですから、もう当然役場という名称を使わせていただきたいと思います。

吉山会長

志水委員どうぞ。

志水勝輔委員

福島町の志水です。法的、いわゆる自治法上は支所には変わらないですね。提案どおり、それは結構なんですけれども、やはりここに書いてありますように、福島支所、鷹島支所、これを福島役場、鷹島役場というふうに書いてもらいたいというのが本音なんです。従って、名称は福島役場、いわゆる地域役場の考え方で鷹島役場という形で皆様の御賛同をいただければと思うところがございますので、よろしくをお願いします。

吉山会長

寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。支所を役場ということで今希望が出ておるようでございますけれども、自治法上の問題は先ほど話がありましたようにわかっております。ただ、先ほど提案の中で、松浦市の支所は出張所的な機関だということを申されながら、福島、鷹島については支所ということで提案をされておる。それは以前の1市4町、5町の場合についての役場ということが出て、総務省の方まで問い合わせをして違法ではないということでの、当時はそういう位置づけもしてきた経緯はもうわかっておりますけれども、役場という名称にこだわられるということが非常に私は理解に苦しむ訳です。

いずれにしても、一つの新市としてスタートを切ろうとしておる訳でございますので、私は先ほど、当初来話がありましたように、支所で結構だけれども、役場という名称でひとつ当分の間使わせてもらえんじやろうかという話が午前中はあったと思います。しかし、今はまた違った形で出ておりますけれども、私はこれは割り切っているんじゃないかと、出張所という名前でも、それは今の松浦の4支所についてはそういう形ではあるけれども、一応支所という形で位置づけを、名称はしていきたいということであれば、あえて福島、鷹島町さんにおいても支所ということで私は別に差し支えないんじゃないかなという気がしてならない訳でございますけれども、いかがなもんですかね。

吉山会長

志水委員どうぞ。

志水勝輔委員

自治法上の支所は理解できるんです。これまでやはりそれぞれの役場という名称で町民の皆さんは呼んできた。そういう経緯があるし、愛着もあります。従って、支所支所というこ

とになればですね、漁協さんも合併します、これも支所となる。鷹島は本所になるからいいでしょう。我が町は支所です。だから、他のものと今後間違ふ恐れもあるし、これまでどおり、呼ばれた名前でやっていければなど。

それと考え方は一つも変わっていないんです。役職は支所長で結構ですよということです。名称を呼ぶのを役場という形にさせてもらいたいということを言っています。そういうことでよろしくお願いします。

吉山会長

松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。今名称の問題でございますけれども、法定上はどうなるんですか。幹事長にお尋ねをいたしますが、自治法上の取扱いといたしまして、公簿上、この名称が支所だということで決められて、紛らわしき表示はしない、何かがあったような感じがするんですが。今手元に持ちませんので、専門職の方にお尋ねいたしますが、役場という表示でいいのかどうなのか、そうしたものを基本的にひとつ、先ほどから御説明がありませんので、お示しいただきたいと思ひます。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。このことにつきましては、1市5町の時にも議論があったところがございますが、基本的には、役場については町村の事務所の名称である、が1点でございます。それから、町村で行われる事務を役場事務と呼んで区別しているというところがございます。この役場というのは、今申し上げましたように、町村の事務所の名称であるということと、事務を行うところが役場事務ということでございます。市役所の支所を役場ということについて違法性がないかと総務省へ照会をいたしまして、その結果、違法ではないが町村の本庁舎を示すもので住民から本庁になったと誤解されるおそれがあるとの回答を得たところがございます。ただ、前回は違法性がないということであればということで地域役場という名称を使ったと、そういう経過がございますので、そこら辺をどう住民の皆さん方が受けとめられるかということになろうかと思ひます。

松瀬委員

私の質問とちょっと外れてお答えいただいた訳でございますけれども、支所設置条例というのが上がってくると思うんですが、それに役場と名称をつける訳ですね。2枚看板だと思

うんですけれども、自治法上整理された部分があったように、古い昔の話ですから、よく記憶いたしませんけれども、だから、紛らわしき表示をするなどというようなことがあったように思うんですが、それらはございませんか。

役場とつけるのもいいんですよ、決めさえすりゃ、支所とつけるのもいいんですよ。やはり公の施設でありますから、これは条例規則に基づいて設置され、そしてまた、表示をされる。それらの、さっきからまあまあまあといいましたけれども、やはり皆さん方が混乱するような表示の仕方というのは規制をされておったように思うんですが、それはいかがでございますか。

大久保事務局長

事務局からかわります。確かに今おっしゃったようなことが、地方自治法の 155条の中に、支所や出張所なんかの設置に関する規定がございます。その中の逐条解説の中で、名称についての、かつての昭和22年ごろの通知でございますけれども、国から出たものがございまして、この名称についてはそれが本条に言う支所や出張所である限り、それ以外の名称をそれに用いることは適当でないものと解されているというのがございます。ただ、その後についておりますのが、しかし、もとよりこれらの名称を用いないから違法であるという問題は生じないというか、こういうふうな下りのような形で書いてあるものですから、なかなか解釈する方も混乱をするというか、そういうふうなところでございます。確かに紛らわしいというのは当然あり得るかなとは思いますが。

吉山会長

志水委員どうぞ。

志水勝輔委員

紛らわしかとは松浦市民の皆さんだけですよ。福島町ではそういうことはありません、鷹島もしかり。であれば、御厨支所、上志佐、調川支所、これも出張所とすべきだろうと思っています。

吉山会長

その他どうぞ。田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。この支所の名称、支所って、今提案されているのが支所ということでございますが、前回の1市5町の時もこの問題は小委員会まで出まして議論されたところで

ございますが、先ほどから説明があったように、役場というのは違法ではないが余り好ましくないというような、法律上そうなっておりますよということは聞いておりました。

どうでしょうか、私は今思うんですが、松浦市役所になるんでしょう。市役所という名称になると思うんですが、間違いはないですか。市役所ですよ。松浦市役場じゃなかとですね。そうすると、やっぱり一貫性を持たせて、私は支所でもきれいにさっぱりとした方がいいんじゃないかな。法律的にもそれが好ましいということでもありますので、私はそれについては支所で結構じゃないかなというように思っておるところでございますが。

以上です。

吉山会長

福村委員どうぞ。

福村委員

松浦の福村です。今度の福島、鷹島の支所、仮に名称がつくとすればですね。今現在松浦市にも4支所がある訳ですよ。組織機構も業務内容もごろっと違う訳ですよ。同じ名称というのは私もどうかなと。今福支所と残せば、これは福島、鷹島の方の大方の意見もわからないでもありません。ただ、福島、鷹島の皆様方の御意向が支所で良いということにすれば、今ある松浦の4支所が別の名称でした方が適当ではないかなと、例えば、さっき説明の中でありましたように、出張所でもいいんじゃないかなと、私はそのように思います。

やはり業務内容は違うですからね、そこら辺は区別した方がいいんじゃないかなと、呼び方もですね。そう思います。

吉山会長

松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本です。支所の名称で今議論なされておる訳ですが、結局、支所にしろ役場にしろ財政的には全く変わらんですね。何で役場という名称を御理解いただけんかなと、我々はそう思っておるんです。役場というのが住民が一番なじんどの名称ですよ。まずは住民のなじんだ名称で出発していいんじゃないか。そして、もしそれで不都合だということあれば、その時点で変えていいじゃないですか。10年あるいは20年後変えていいじゃないですか。現時点では住民が一番なじんでおる。なじんでおるということは役場に寄りつきやすいということですから、寄りつかんことにはこのサービス低下をしませんということも実現できな

い訳ですから、是非こら辺御理解いただきたいと思います。

吉山会長

ちょっとここで私の方からも逆に尋ねてみたいんですが、一つは、出張所となったときに松浦市の住民の皆様方にとって合併がどうとらえられるかという部分について分析する必要があるかなと思うんですが、そこら辺についてどうなのかなということ。それから、確かに役場というものはなじんでおる、その役場をそのまま使うことに問題はないということなんですが、あるいはまた、行政サービス、言ってみたら役場になじめないから来れないということに果たしてなるのかということ、そういった部分等々も整理しながらこれ議論せんとおかしくなっちゃうなあと思ひよるんですけどね。どうなんですかね、率直にそこら辺。本当に役場でないとみんな寄りつきにくくなるのか、出張所ということで本当混乱なくいくのか。

はい、どうぞ。

田中委員

松浦の田中です。その役場、個人の思いの問題であって、私たちがたまには役場に行こうかねと言うんですよね。市役所に行こうとか支所に行こうと、それぞれの個人の思いで、そういうとらえ方をしていると思うんです。法律上支所となっているので、それが自然な形であるだろうと思います。役場となると、本庁があるのにまた役場という形になるというのはおかしいんじゃないかなと思います。それぞれの個人のとらえ方、役場になったから行きやすいとか、そういうのではないと思います。

吉山会長

どうぞ。

志水勝輔委員

役場を使うたから、あるいは支所になったからと、お客さんが来にくくなったり、また減ったり、そういうことはないんですね。やはり呼びなれた呼称ですから、呼称を福島役場ということで使わせてもらいたいというお願いをしよる訳でございます。支所が出張所になることについてはまた市民の皆さん、該当の地域の皆さんのお考えだろうと思いますけれども、私はこれまでどおり使っていた名称から、違法でなければ町を抜いて福島役場、鷹島役場と、このように使わせてもらったらと。

従って、組織上、言うなれば、支所長の名称は支所長、福島支所長となると思いますね。

役職は支所長を置いてもよろしいと。そういうふうに自然となれていってもらう、そういう形で合併させていったら何ら問題ないんじゃないかと。

松本委員もおっしゃるように、未来永劫福島役場を通しますよと言っている訳じゃございません。合併の過渡期として判断していただければと、このように思っておるところでございますので、よろしく申し上げます。

吉山会長

寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

あえて論争するつもりじゃない訳ですけどね。ただ問題は、私どもは提案そのものを受けとめながらそれなりの検討も重ねてきておる訳でございます。ただ、先ほど松永委員の、午前中でしたか、話の場合は、支所は支所で結構ですよと、ただ、役場という普段使い慣れたことを使わせてもらいたいという意味だったと、当初私はそういう理解をしておりました。しかし、先ほどの志水委員の話は、この名前を役場に変えてもらいたいということではなかったかと思う訳ですね。ただ私は、自治法上支所ということで踏襲しながら使いなれた役場ということを使いたいということであれば、それは結構だと思うんですよ。ただ、名前からここに書いておる支所を役場に変えるということになりますと、やはりこれでごたごたやろうとは思いませんけれども、私どももここでそれで結構ですよという訳にはまいりませんので、そこだけはひとつ申し上げておきます。

吉山会長

松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本です。いや、私当初も言いましたように、事務的には支所で結構なんです。しかし、町内向けの呼び方といいますか、町民の呼び方として役場という名称を使わせていただきたいということでありますから、支所で結構、実質は支所ですよ。これはもう当然そのとおりです。そこら辺御理解いただきたいと思います。

吉山会長

村田委員どうぞ。

村田末廣委員

鷹島の村田です。今支所の名称についていろいろと意見が出ておる訳ですけども、私は

鷹島支所で結構ですけれども、今言われたような役場と呼ばせていただくことが町民の皆さんにとってはなじみやすい名称だと思います。

それで、この支所の取扱い業務を見てみますと、鷹島支所と福島支所が約45あります。それと、御厨、上志佐、調川、今福支所で12項目、将来鷹島が取り扱う業務が12項目になれば鷹島町役場と呼ばせていただくのはちょっとおかしいかなと思いますけれども、これだけの業務があれば呼び名だけでも鷹島町役場と呼ばせていただいた方がいいんじゃないかと思っております。

以上です。

吉山会長

池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。ちょっと議論の趣旨がよくわからないでいるんですけども、先ほどから支所で構わないけど役場と言わせておくれというのは、どういうことですかね。鷹島とか福島の役場に役場とそのまま看板を置いとけという意味ですか。それとも、先ほど支所と書いてるばってん住民は役場て呼ばせてくいろということですか。住民が勝手に呼ぶ分には俺は一向に構わんと思うとばってん、あそこに鷹島役場、福島役場という、看板を役場というふうに置いてくださいということなんですかね、ちょっとよくわからないんですが、そういうことですか。——ああなるほどね。

僕はですね、はっきり言ってそれぞれの地域の方がなじんでおられるのであれば、それはそれで構わないとは、一向に構わないとも思うし、今松浦の方から出ている、せっきくの合併だからこの際支所にしたらどうだという意見もわかるんで、どっちでもいいような気もせんでもなかつですけど、それでは失礼なんですね、支所という言葉そのものがなじみがなくて嫌なのか、それとも何か配下に置かれたみたいな形で嫌なのか、その辺のところも多少あるのかなと。ただ単なる志水町長がおっしゃったように、なじみだけの問題なのか、それとも、どうしても住民感情として支所とつく、何か配下に置かれたような形でなじめないんだとおっしゃるのか、その辺はどうなんでしょうかね。もしそういう気持ちがあるのであれば、じゃあ支所をやめて役場もやめて役所ちゃどうですか、役所。松浦市役所ですから、市をやめて鷹島役所、福島役所だとあんまり紛らわしさもなくなるんじゃないかと思うんですけども、もし市ということがつくことによって支配下に置かれているというような認識が

あるんであればですよ、そういうふうに先ほどから色々思っていたんですけども、そういうことです。

吉山会長

それで、午前中の松本委員の話は、言ってみたら条例上は支所という表記でよろしいだろう。しかし、通常日常的に使う住民の皆様方にとっては役場というなじみの部分を使わせてほしいという部分と、もうちょっとあったのは、役場の表記があった方がいいんだよという意味合いが入ったかなあと思うんですよ。ですから、条例上支所としておるんで看板も支所とせざるを得んと思うですね。そこに並列できるかどうかですたい。

はい、どうぞ。あんまり長く……

松瀬委員

短くやります。30秒とは言いませんけれど、1分間ください。私は思うんですが、ここ鷹島ですから、鷹島で申し上げます。鷹島町役場という今の建物を呼称することができるんですか。建物ができるならば、やっぱり今度市有財産に移るでしょうから、鷹島町役場と呼称するようにすればお使いになるのは結構じゃないでしょうか。そういう考え方は成り立たんのですか。

吉山会長

ちょっと答えはまだあれですが、どうぞ。

志水勝輔委員

鷹島町役場、福島町役場と、これは違法になります。一つの自治体の名称、だから、町を抜いて福島役場という呼称を条例で決めて欲しかと、こう言いよる訳です。正確的には自治法上どうしても支所ですから、それは否定しとる訳じゃないんです。だから、支所長の役場場長とかいう職名ではおかしいから、支所長は支所長で結構ですと、このように言っているんです。

吉山会長

どうぞ。

宮本委員

合併してからどういう名前でも構わない訳ですけども、うちの職員がかなり来ているんですよ。どっちがよかや。役場を入れたがよか、支所がよか。それは大事なことよ。やっぱり役場を入れてほしかということであれば、やっぱりここは強引に粘らにやいかん訳ばい。

支所でも役場でも一つも変わらんたいね。ただ、印象が、志水委員おっしゃるように、やっぱり鷹島町、福島町の町を除いて福島役場、鷹島役場と残してほしいという希望がある訳だから、ここは松浦の人は了解してくれにやいかんとですよ。あんたところは、今福に御厨に上志佐に、もう一つどこか、これはもうあんた出張所よりまだ悪かっちゃもん。それが支所になつとるとやろ。いいかげんなことを言うたらいけん。我がどんがよかごとばかりやもん。ちいったね我々のことを聞いてくれにやいかんとですよ。何ですか、これは出張所以下じゃなかですか。2人か3人しかおらんとでしょう。それを支所にしろて、鷹島を支所と一緒にじゃないですか。そういうことばかり、よかごとばかり言わんで、やっぱり鷹島、福島が役場に残してほしいと言うんだから、町を除いた鷹島役場、福島役場でいいんじゃないですか。どうですか。何かおかしかですか。よかろう、それでひとつ決めてくださいよ。

吉山会長

松永副会長どうぞ。

松永副会長

松永であります。名前ぐらいどうでもよかじゃなかかと思うて、大分ずうっと我慢しとった。今池水委員がおっしゃった上下の関係、それから属する関係、そういうものを明確にしたいという意味がいわゆる役場という呼称を拒否する姿勢になっておられる、そういうふうに受け取っています。それでなけりゃ、私は支役所でいいと思うんです。そのかわり支所の福島支役所、鷹島支役所、支所の支える、そういう方向だつて新しい名前をつけたっていいと思うんですよ。だから、そんな名前にだめだというような論理をずうっと展開されていくといつまでたつたってだめなんですね。大概分にやめていきましょうや。

吉山会長

これも議論がつきません。私の方で整理すべきかなと思いましたが、多少無理があるようでございます。このことについてはもう今日はちょっと結論を出さない方がいいかなという思いを持っております。お互いにもう少しすり合わせをしてですね。

要は自治法上素直に読んだら支所という形でいくのが一番素直な状況だと思います。そこに福島、鷹島の住民皆様方にとってまさしく全くなじみのない話ですので、そのことがいきなりだと困るんだという、やっぱりなじみという部分で今までの役場というのをどう組み込んでいったらいいのかという部分での整理がつかない状況が続いておる訳です。

これは私もちょっと先ほど提案をしかけとつたんですが、条例上も表記上もやっぱり支所

というのは使うべきだろうと思います。その中に今度は支所の枠のところに果たして福島役場、鷹島役場という形が少なくとも括弧書きでも挿入できるかどうかですたいね。そういった部分をちょっと事務的なことも含めて整理をしたいなと私自身思います。

そういうことから、次回にこのことは、そのほかの部分もひっくるめて、この協議第47号、ほかの部分の内容もひっくるめて次回に継続ということにさせていただきたいと思います。いいですね。今日はちょっと無理かなと思いますので。

じゃあ、これ少なくともお互いに合併に向けて協議しようというだけは頭に置きながら、上下関係云々だとか、住民の立場で全く同じ同列にいく訳ですから、役所の機構上の問題としてのことをございますので、そこら辺は冷静にお互いに詰めていただこうということをお願いして、これ継続協議といたしたいと思います。

ここで10分間、50分まで休憩をとります。

午後 2 時41分 休憩

午後 2 時50分 再開

吉山会長

それでは、協議を再開いたします。

引き続き協議第48号 地域審議会の設置に関することを協議題といたします。

事務局より説明願います。

末吉総務部会長

それでは、続きまして総務部会から地域審議会の設置に関することについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

議案に掲げておりますとおり、地域審議会の設置に関しましては、「新市において地域審議会を設置する。なお、地域審議会の組織及び運営などについては、法律の定めるところにより別紙のとおりとする。」という御提案でございます。

まず、法律による地域審議会設置の要旨については、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4にその規定がありまして、2 ページにその内容を記載しております。

2 ページをご覧くださいと思います。

条文を読み上げますと、「合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に

関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。」とあります。

次に、「地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めたものとする。」とございます。

また次に、「前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。」、さらに「合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。」となっております。

ここで、条文中の「合併関係市町村」といいますのは、現在の松浦市、福島町、鷹島町の市町を示し、また、第2条でうたう「協議」とは、この合併協議会での協議や、併せて関係市町の協議を示すものであります。

次に、「合併市町村」とは、本地域の合併後の新市を示すものであります。

今回、地域審議会の設置に関しまして御提案しました趣旨は、新市の発足に当たり、合併によって旧市町の住民の皆さんたちにとって地域住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるのではという懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対しまして、合併市町村の施策全般に関し、住民の意見を反映していくために法律的に創設された制度でございます。

また、北松浦1市5町での合併協議会の折にも、協議の中で地域審議会の設置について御確認をいただいた経過もございましたので、これらの経過を踏まえ、本議案の提案に当たっては、地域審議会の設置を前提に法律で定めるべき事項として位置づけられている審議会の組織、運営について御提案を申し上げるものであります。

3ページをお開きください。

ここに地域審議会の設置に関する事項を記載しております。

まず第1条、設置に関する条文でございますが、「合併後、松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町の各々の市町（以下「旧市町」という。）に、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。」としております。

これは、従前一体性があつた地域、いわゆる旧市町の区域を単位に審議会を設置するもの

で、二つの区域をあわせて一つの審議会を置くとか、一つの区域において、これを分割して二つ以上の審議会を置くとかいうものではなく、法の設置趣旨に基づき、合併前の市町の区域におのおの一つの審議会を設置できるものとするものであります。

次に、設置期間についてですが、「審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。」としております。

この期間設定は、審議会の位置づけといたしまして、合併直後における特別な市政運営の状況であることを受けての特別措置であることにかんがみ、また、法にも設置の期間を定めるべく規定されており、このことから設置期間については、新市建設計画の計画期間を基本に設定し、おおむね10年と定め、合併の日から平成28年3月31日までの間とするものでございます。

次に、所掌事務についてですが、このことについては、審議会がどのような任務を持ってその機能を果たすかは、設置したそれぞれの地域事情によって判断されるものと考えられますけれども、一般的には次のような事項に想定されるものとして、「審議会は、旧市町の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。」としています。

1 番目に、建設計画の変更に関する事項。

二つ目に、新市建設計画の執行状況に関する事項。

三つ目に、地域振興のための基金の活用に関する事項。

四つ目に、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項。

五つ目に、その他市長が必要と認める事項。

また、「審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができる。」としております。

次に、組織についてですが、「審議会は、委員15名以内をもって組織する。」としまして、委員構成は「当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次に掲げるもののうちから、市長が任命する。」。

まず、自治会長や地区長。

次に、農林水産業団体、商工業団体、観光団体に属する者。

次に、社会教育及び学校教育の団体に属する者。

次に、青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者。

次に、社会福祉に関係する者。

次に、知識経験を有する者といたしております。

また、委員任期に関しましては、「委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。」「欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。」としております。

次に、会長、副会長、会議についてですが、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」「会長は、会務を総理する。」「会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。」「審議会の会議（以下「会議という。）は、会長が招集する。」「会議は、年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。」「会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。」「会議の議長は、会長をもって充てる。」「会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。」としております。

最後に、この審議会の庶務等の取扱いに関してですが、「審議会の庶務は、本庁において処理する。」としております。

このことは、各審議会の所掌事務に関して、本庁に担当所在を明確に設置し、庶務事項の公平化や全体的な事務調整を図る上で、また、審議会の意見がダイレクトに市長等新市の理事者サイドに届きやすいよう考慮したものでございます。

以上で地域審議会の設立趣旨並びに関係事項について御提案申し上げるものでありますけれども、設置期間や委員構成、任期、会議につきましては、本協議会で十分な御議論をいただき、よりよい地域審議会の設立に向けて取り組んでいきたいと存じますので、よろしく御審議くださるようあわせて御提案申し上げます。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第48号 地域審議会の設置に関することということで、新市において地域審議会を設置するというを前提に運営要綱等々についての説明があったところです。

これより協議に入ります。質問、意見等々ございますか。山口委員。

山口委員

福島町の山口です。地域審議会について、中身についてちょっとお尋ねさせていただきま

3 ページの委員の構成の中に「自治会長、地区長」と書いてありますけれども、その中に限られた長とかと書いてある訳ですね。代表とかなんか、そういう名目はいれられるものかどうか。

そのことについてはそれですけれども、地域審議会とは別に地域自治組織とかなんか、色々あると思う訳ですよ。全然ここには協議をせぬままに地域審議会と特定されてある訳ですけれども、その辺をほかの自治区と合併特例区とある訳ですけれども、同じような感じの委員会だと思いますけれども、その辺もちょっと含めて説明していただいてから審議会にするということを決めた方がよかつちやなかかと思います。ちょっとごちゃごちゃになるかもしれないけれども。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

最初の委員構成の第5条の自治会長とか地区長ということでありまして、先ほど説明いたしましたように、それぞれの自治会とか、地区とか自治組織がありますけれども、それの一応会長ということで充てておりますが、お話し合いによっては、そういう組織の中の代表者という位置づけでも結構かというふうに思います。

それから、お話がありました地域自治区とか合併特例区ですけれども、今回、本件については先に何度か幹事会、首長会を通して地域審議会の設置についての議案を出すということで整理がありましたので、一応御提案申し上げた訳ですけれども、地域自治区というものと合併特例区というものについては、昨年5月に地方自治法並びに合併に関する特例法、これの改正がありまして、全国的に合併が進められていく中で、合併後に周辺地域の住民に不安を与えるとか、新市町村になって地域の名前が消えるとかいうところが合併の障害になっているところもありまして、地方自治法ないし合併特例法において、いわゆる地域住民の声を行政に反映させる手段として、そういう地域、住民を構成員とするような協議会の設置が法律上定められたものでございます。

地域自治区に関しては、地方自治法上の制定でありまして、これは一般法として適用されるものでありまして、合併の有無は別にして、必要があれば、市町村の中の例えば学校区単位だとか、松浦市でいえば旧町単位だとか、そういう単位ごとに地域自治区を全体的に設置するものが可能というふうになっております。

あわせて合併特例法の規定の中で、今申し上げた地位自治区の設置についても、特例区の中でもそういうものが設置できますよという規定がありますが、合併特例法によるところの地域自治区の設置については、合併をする旧町単位での——先ほど地域審議会の設置の件で旧町単位に地域審議会を設置すると申し上げましたけれども、これと同様な関係で合併特例法に基づく地域自治区については、旧町単位での設置が可能です。

次に、合併特例区ですけれども、これは合併の特例法上の規定がありまして、先ほどの地域審議会とか地域自治区に比べますと、若干行政的な機能を付加した特例区の設置というふうになっております。この場合、現在話しておりますけれども、支所、ここで言えば鷹島支所とか福島支所、そういう支所的な機能に法人格的な機能を持たせて、一定の行政権限を持たせるような特例区を設置し、その中に合併特例区協議会という民間から構成する、若干言い方はあれですけれども、特例区の中の議会的な性格を持たせた協議会を設置することができるということでした。

今回、地域審議会を御提案するに当たっては、もともと地域自治区協議会についても、合併特例区協議会についても大体設立の趣旨は同じでございまして、それぞれの一つの自治体の中の一単位の地域について住民の声を市政に反映させて、住民と行政が共同して行政運営に当たっていただくという趣旨でございます。

これに加えて、合併特例区、それから合併特例法に基づく地域自治区というのは、合併後の周辺地域が廃れるんじゃないかというふうな住民の不安を解消する体制づくりの一環として設けられた制度でございました。

この件については、幹事会等、何度かどうしましょうかということで御提案申し上げて、結果的に地域審議会で提案しようということになったんですけれども、もともと民間を対象とする協議会の設立の趣旨、協議の内容というのを踏まえまして、どれも同じような内容でありますし、特に合併特例区にありまして、そういう法人格的な財産権を持つ支所の機能を持たせる訳ですけれども、期間が5年間という限られた期間の設定でありますし、5年たてばまたもとに戻るということもありまして、できるだけストレートに地域住民の声を聞くというスタイルでは地域審議会でもよろしいんじゃないかというところでの結論であったかと思えます。

以上です。

吉山会長

はい、どうぞ。

山口委員

福島の子口です。初めの質問の件で、それぞれの会長がやるということですが、代表でいいならば「代表」と書かれた方がいいんじゃないかと思ひます。どうしても会長となれば一個人に限られてくるものですから、本来ならその方が出席、やむを得ん場合はあり得るという、指名されん場合もあるかもしれませんが、代表というところ……。ほかのとは全部ぼかしたように書いてある訳ですね、属する者とか。その辺をちょっと文面に入れておった方がいいんじゃないかと思ひますけれども。

あと合併地域審議会については幹事会で論議されて、さほど変わらない。ある程度は、地域審議会はただ市長に意見を述べることができるというぼかしたような言い方をしてある訳ですが、恐らく特例区とか、そういうものはある程度権限がある会になるのかなと理解しておる訳ですが、そう言いながらも、地域審議会ですべて対応できるということであればそれでも結構かと思ひますけれども。

吉山会長

修正の提案がありました。

末吉総務部会長

それでは、委員構成の中の1番の自治会長、地区長ということで、御提案申し上げておるとおり、一つの単位の委員会が15人以内ということで構成しておりましたので、例えば、鷹島町とか、福島町とかが松浦市になれば、自治会組織でも松浦では100幾つありますし、福島でも11あるということですから、11人の中から何人も委員構成の中に入っていくという訳ではありませんで、その中の代表者という位置づけで自治会長や地区長さんの中から数人を委員として選ぶということでありましたけれども、あえて会長とかいう方に限らなくても、それぞれの自治会を代表する構成の代表者ということであれば結構かと思ひますので、そういう意見でもよろしければ、自治会や地区を代表する者というところで修正してもよろしいかと思ひます。

吉山会長

じゃあ、修正するということがいいですね。

田島委員、どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。只今の地域審議会の設置に関することですが、私はこの原案に異存はございません。ただし、1点だけお尋ねしておきますけれども、各地域 15名以内ということでございますけれども、この方々に対しての費用弁償などはどのように考えておられるのでしょうか。1点だけお尋ねします。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部長

常勤ではありませんで、特別職ということで、先に特別職の報酬というところで御議論いただいたこと、御記憶にあるかと思えますけれども、松浦市をベースに特別職の報酬は調整していきますよというところで確認をいただいておりますが、このような協議会に対する報酬というものについては、その他の委員さんの報酬ということで、現行松浦市の場合で言うと、1日参加いただいて4,900円の報酬を支払っておりますけれども、新市になってそれが4,900円になるかどうかというのは、また今から調整していく訳ですけれども、そのような取扱いでしていったらどうかというふうに考えております。

吉山会長

よろしいですか。

その前に、ちょっと友田委員から先ほど手が挙がっておったようです。忘れていました。

友田委員

松浦の友田です。この地域審議会の設置することに異論がある訳ではないんですが、この条例をここに示しておられて、第1条の設置でもう設置をするということになっている訳ですね。その下の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日まで、約10年間置くということで定められておる訳ですよ。そして、第8条の会議の中で、年1回以上開催するという事になっておる訳ですね。

それで、今の合併を控えた時期で考えると、やはりそれぞれの地域の皆さんの不安解消のためにはこれを設置するということは必要だろうと思えますけれども、10年間経過をする前に、本来の地域審議会の果たすべき役割というか、皆さんが期待していたものと違ったとか、そういった形になってきたときに条例上は設置せんばいかんから置いたけれども、実際の中身についてはということがこれまでの行政のさまざまな審議会、委員会等々の中であり得る

ことなものですから、そうなる可能性がないのかなというふうにちょっと危惧する訳ですよ。

そこで、この条例をそのまま決めてしまうと、10年間は1期2年の委員さんを5期置いて、必ず毎年1回はするというのでいくのか、あるいは諮問がこれとってないというようなときにはやらないこともあり得るのか、そのあたり事務局はどのようにお考えなのか、お示しをいただきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

提案の趣旨からいきます。

御質問の中で10年間、これは新市の建設計画が概ね10年のスパンでの計画期間でありますけれども、実際は新市になれば間もなく総合計画とか、基本構想とかつくっていく訳で、そのベースが建設計画ということになるかと思いますが、概ね新市建設計画は10年間の計画期間でありますので、新市建設計画に謳い込んだ内容については、合併前の人たちがかかわり合って作ったものでありますから、合併後もどうなるのかというところで、新市建設計画の推移を見届けるという意味での地域審議会の大きな役割があると思います。

おっしゃったように、果たして十分にこれが機能できるのかなという御不安ですけれども、その辺のところは新市になったら、新市からも積極的に審議会の開催だとか、協議内容の詰めだとか、そういうものを積極的にお示しすると同時に、やっぱり審議会の委員さんとなられた方も積極的に市政運営に審議会として関与していくという姿勢で、そういう審議会を構成していただきたいというふうに考えます。

吉山会長

よろしいですね。

金内委員、どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。ただ今5条関係で書きかえてもいいというふうな発言があっておった訳ですが、私は自治会長、地区長、この提案のような書き方の方が委員を選任するときに選任しやすいんじゃないかというふうに思います。

吉山会長

これは、自治会長、地区長を代表する者というとらえ方だったですかね。

末吉総務部会長

よろしいですかね。先ほどもととの御提案の趣旨は、自治会長や地区長と、それぞれの自治組織の代表者を、会長さんクラスの人をメンバーに入れたらどうですかという提案でありましたけれども、会長さんとか地区長さんとかに限らず、その自治会組織の代表者ならそういうふうな表現がいいんじゃないですかという御意見がありましたので、自治会や地区等の地域自治区関係の代表者をその構成員に入れたらどうですかということで修正しましょうかという御提案を申し上げた訳ですね。今また、自治会長とか、地区長とか、そういうふうな表現の方がよろしいんじゃないかという御意見がありましたので、答えに困る訳ですたいね。

吉山会長

ちょっと待ってくださいよ。山口委員は——もう一度もとに戻ります。この自治会長、地区長という、その中から代表的な立場の人をということで、自治会からということではないんでしょう。

山口委員

福島山口です。ちょっと私たち自治会とか、余りなじまん訳ですね。普通、福島では区長会とか言う訳ですね。恐らくそれが地区長という名目じゃなかろうかと思うんですよね。ここに自治会長と書いてある訳ですね。当然、こっちの地区の会長さん、例えば区長会長さんという名目になるかなという感じの中の判断をしまして、その長期的なあれはなかなかですね、当然これはその中で話し合うんでしょうが、恐らくこれが決まる前は議会を通ればすぐ決まるということですから、当然会長あたりが指名に来るかもしれませんけれども、後になればまたわからんし、それを決めた場合になかなか難しい——絶対それをせんばという、その人は会長じゃなからんばというたら、ちょっときついところもあるんじゃないかなと思って。別に会長と書かれても結構かと思えますけれども、そうであればですね。

吉山会長

ちょっと待ってくださいね。自治会長というのは、言ってみたら区長さんですたいね。自治会長というのは地区長、それと同意です。それらで構成する組織が、例えば福島だったら11で区長会というのがあるんでしょう。その代表する者ということで、通常理解するには会長さん、区長会の会長さんがまず第1点上げられる訳ですが、その方のみ限定せずに地区長会の中から地区長会を代表する者というとらえ方ということで私は理解したんですが、そ

ういう思いだったんですね。で、金内委員の話もそこら辺の整理をちょっとしておきたいなと思ったんですが。

金内委員

地区長の中から選び出すということですので、この字句でいいと、提案どおりでいいんじゃないかと。

吉山会長

だから、そんな意味では一緒の話ですね、山口委員と。地区長の中からということは、区長会全体の中からどなたか何人かというとらえ方です。

そうすると、どうですか、山口委員、先ほどの修正云々という部分は必要ないですね。

山口委員

そういうことで理解できれば。

吉山会長

よろしいですね。

村田委員、何か。

村田 委員

すみません。もう終わったようですけれども、鷹島町の村田です。

例えば、例を申し上げますと、鷹島町に12地区ある訳ですね。それぞれの地区の、地区長としてありますけれども、会長がおる訳ですよ。だから、これを指してある訳ですから、このままで私は十分だと思う訳です。

ただ、例えば鷹島で中央なら中央の農業団体から誰かが委員が出ます。そうすると、全然、出ん地区があります。そういった場合は地区の会長さん、地区長さん、そういう人を委嘱するという意味ですから、全体の12名の代表者の会の会長さんじゃない訳ですから、これで十分と思います。

以上です。

吉山会長

元に戻りまして、山口委員、いいですね。あえて修正しなくても。

山口委員

はい。

吉山会長

その他。森委員、どうぞ。

森委員

鷹島の森でございます。一、二点、ちょっとお伺いをしますが、これは市長の諮問機関ということで理解していい訳ですか。

末吉総務部会長

おっしゃるとおりです。

森委員

わかりました。そうすることによって、この4ページの一番下なんですけど、「会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。」ということが明記されておる訳ですが、これはどういう意味ですか。やっぱり役職員でも、どなたでもそれに適合した人たちを入れてもいいんだということですか。

末吉総務部会長

「会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。」とありますので、その協議事項の内容によるかと思えますけれども、協議を円滑に充実させてやっていく上で必要な第三者については、協議会の中に呼んで説明なり協力なりを要請することができるということで御理解いただいていいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

森委員

森です。ということになりますと、やはりこれは市長指名ということになる訳ですね、内容的なことにおいてですね。内容を入れる上においてですね。

末吉総務部会長

条文に書いてありますとおり、会長が必要と判断するというで——市長じゃなくてですね。会長が審議上、内容の説明とか協議に必要な内容について第三者を呼んで説明させたいと思えば、それができるということです。会長の権限ですね。

吉山会長

よろしいですね。

森委員

はい。

吉山会長

その他。議論は尽くしたと見ていいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それではまとめたいと思います。協議第48号 地域審議会の設置に関することにつきましては、新市において地域審議会を設置する云々の提案どおり決定してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、それでは、そのように取扱います。

引き続き協議第49号 公共的団体等の取扱いに関することを協議題といたします。

事務局より説明願います。

末吉総務部会長

それでは、協議第49号、協定項目は16号ですけれども、公共的団体等の取扱いに関することについて提案と御説明を申し上げます。

まず、議案の1ページでございますけれども、公共的団体等の取扱いに関すること。

公共的団体等については、新市の一体性を確立するため、同一あるいは同種の団体は、それぞれの実情と主体性を尊重しながら、速やかに統合できるよう調整に努めることとするという御提案でございます。

この公共的団体と申しますのは、農業協同組合や森林組合、漁業協同組合、それから商工会議所、商工会等、このような産業経済団体、それから老人クラブなどの厚生団体、それから、青年団や婦人会などの文化教育事業団体等、公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないということとされております。

それからまた、地方自治法の中に、普通地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができるという規定もございます。それから、合併特例法の中には、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう務めなければならないという規定があるところでございます。

以上のような点を考慮いたしまして、このような調整の方向性を提案させていただいたというところがございます。

2ページをお願いいたしたいと思っております。

一応ここからは公共的団体等につきまして、それぞれ主なものを例示したというふうな形になります。ただ、こういう性格の団体というものはかなり数多く存在いたしておりますので、それぞれに基本的には共通するようなことであるということで御認識いただきたいと思います。特に行政と関係があるものについて、分野ごとに例示をいたしております。そういうようなことで御了承いただきたいと思います。

まず、総務関係の各種団体として、ここでは二つだけ上げておる訳ですけれども、これはそれぞれ交通安全に係る啓発活動等を行っているような団体でございます。これは旧市町単位で活動を推進した方が効果的な運営を図られると考えられるものもあります。また、支部として存続するか、あるいは連合会組織とするものか等、合併後に関係者と協議をして組織の再編を図る必要があると思われま。

この後には民生・衛生関係の団体も載せておりますけれども、それにつきましても大体同様のことでございます。

次に、3ページをお願いいたしたいと思います。

農林水産関係団体ということで載せております。ちょっと順不同になりますが、この中の一番下の漁協でございますけれども、関係市町の中に四つの漁協がございますが、ここにつきましては、伊万里湾地区漁協合併推進協議会、これを立ち上げられまして、合併の期日や事務所の位置等、その協議調整が行われておるといような状況でございます。そのようなことでございますので、これについては推移を見守り、そして、合併の促進について支援をしていきたいというふうな考えでございます。

それから、商工観光関係ということで、三つここに上げておりますけれども、特に一番最初は商工会議所、商工会というふうなことで上がっておりますけれども、1市2町では一つの商工会議所と二つの商工会が設置されております。

まず、商工会議所と商工会というものは、設置に係る根拠法が異なりまして、現行法では統合の制度がないというふうな状況でございます。ただ、2町の商工会におきましては、現在、既に新市における商工会のあり方について調査研究が行われていることから、このことにつきましては、その推移を見守りながら、必要に応じて支援を行ってまいりたいというふ

うな考えを持っておるところでございます。

それから、観光協会につきましては、それぞれの地域特有の観光事業や地域間の連携を行ってございまして、今後とも広域的な観光事業の推進が必要でございます。各観光協会の現状や今後の方向性を協議し、理解を深めることから新市の観光協会のあり方について、観光協会独自の検討の場を前を協議会の折にも設けられておりました。そういったことから、今回再度関係市町の観光協会でそのような場を設けられるものか、また、設けられるのであれば、その協議の状況も見守っていきたいと思っております。

それから、教育関係でございますけれども、これは体育協会や文化協会を上げておりますけれども、こういうふうな社会体育や社会教育を推進する極めて地域住民に密接した団体が多うございます。その運営を新市においてどのように推進していくかということは、住民の関心の高い事項でもあることから、それぞれの団体の意見を聴しながら、住民サービスの方向性や組織機構にもかかわる重要な問題であることを認識して、慎重な取り組みをいたしたいというふうなことで考えておるところでございます。

新市の一体性の速やかな確立のために統合整備という方向性を合併特例法の中でうたわれてございまして、そういう必要性は当然十分考えられるものの、当地域特有の地理的な条件などを考慮いたしますと、なかなか一気に組織の再編が進むかといったら、やっぱりそうではないかなというふうなことで考えております。

また、支所機能をどのような形にするかといったところとの絡みから、連合体の組織にするのか、支部組織にするのかという、そういうふうな議論も出てまいるだろうと思っております。そういうふうなところで、より効果的、効率的な組織の構築が必要というふうに考えておるところでございます。

以上のようなことから、今回御提案申し上げた内容で御確認がいただけるのでございまして、団体の統廃合や連携には柔軟に対応するというふうなことを基本といたしまして、この調整内容に基づいて、今後の事務調整を進めさせていただきたいというふうなことを考えておるところでございます。

以上で提案にかえさせていただきます。

吉山会長

ただ今協議第49号 公共的団体等の取扱いに関する事ということで、現状の各種団体の一部を挙げながら説明が終わったところです。

これより質問、意見を受けたいと思います。大畑委員、どうぞ。

大畑委員

広域の大畑でございます。ただ今提案がございました各団体は一部のものというふうな御説明でございますが、何か基本を持って上げるものは上げる、上げないものは上げないという選別をした方がいいと思う訳であります。

民生関係で申し上げますと、民生委員協議会が上がっておりません。町単位の民生委員協議会につきましては、法令で定めてあって、必置条件でございますので、上げる必要はございませんけれども、その連合体であります民生委員連絡協議会というものがございまして、これはここに上げていただいて、行政の指導をいただきたいと思う訳であります。

その理由は、現在、民生委員連絡協議会に各町の単独補助、法令設置につきましては、国、県の補助がございまして、連合体につきましては、町単位、市単位で市単独財源での補助をされております。現在、この1市2町ではその単独補助に3倍の格差があるようございまして、この連合体をつくるということは、そういうものを整理していかなければ統一ができないという難しさがございまして、よって、行政の御指導を仰ぎながら統一をする必要があると思っておりますし、また、民生関係で一方を上げて一方を上げないということは、この団体から差別につながるという御指摘があろうかと思っておりますが、その一つは知的障害者の団体であります。身障を上げるならば知的障害者の団体を上げなければいけない。1市2町で、松浦市の場合には知識障害者は単独で事務局を持っておりますけれども、鷹島、福島は社協が事務局を持っております。これはやはり合併をさせて自立させなければいけないと思う訳であります。

それから、保護司につきましては、北松浦支部で松浦、鷹島、福島が地域としての連合的なものをつくられておりますけれども、その下部組織であります更生保護婦人会につきましては、これは各世帯からの拠出金によりまして行政から補助金をもらっておるところでございまして、いろいろ更生保護の運動をしておる訳でございまして、これも行政の補助が流れておる訳でございまして、今後統一をしなければ色々な問題が起きるのではないかと思う訳であります。

それからもう一つは、遺族会の統一であります。この遺族会につきましても、それぞれ違った活動をされておるところでございまして、この遺族会につきましては、長崎県の戦没者慰霊塔の維持管理、運営につきましても、各市町がそれぞれ負担を行っておるところで

ありますけれども、この募金等々につきまして1市2町異なっておりますから、これも統一をして市民が公平な負担ができるような方策をとるべきであろうと思う訳であります。

以上でございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

確かに、ここの2ページ、3ページの中ですべての公共的団体が載っておるところではございません。当然、今おっしゃったようにたくさん漏れておると思っております。そのようなところで、そのような団体も漏らすことなく、このような調整方針で対応してまいりたいというふうなことを考えておりますので、そのようなことで御理解をいただければと思いますけれども。

吉山会長

今、大畑委員がそれぞれ上げられた部分というのは、まさしく統合の方向に向けた調整等々が合併後必要な部分だと、重要な部分だということを認識した上で、たまたまこの中に書けずにおったという部分があるようでございます。御理解賜りながら、こういう調整方針でお願いしたいということなのですが、その羅列のあった部分等々も含めて御理解賜りたいと思います。どうですか、いいですね。もうはっきり認識ができると思いますので。

はい、どうぞ。

大畑委員

この資料を市民が見るということになると、その団体は差別を受けたという感じを受けます。だから、補助金をやっているものは後でも構わないんですが、ここに掲上するという……、やっぱり今福祉は差別をなくさんといかんですから、そういう考え方であります。

吉山会長

はい。

村田委員、どうぞ。

村田末廣委員

鷹島町の村田です。公共的団体等の取扱いの中で、まず衛生関係でございますけれども、この中に町食生活改善推進連絡協議会というのが本町のみ上がっておる訳です。ほかの松浦

市さん、福島町さんには上がっておりませんが、この調整の具体的内容に上げておられますが、統合できるように調整するとしてありますけれども、調整段階においてこの協議会は是非とも存続させていただきたいと強く願っておきたいと思えます。これは従来から町内の健康祭り等、非常に皆さん方熱心にやっておるものですから、是非とも存続をしていただきたいと思えます。

それから、次の商工観光関係の欄でシルバー人材センター、これが松浦市、福島町さんにはそれぞれ設置されておりますけれども、本町はそのままになって未設置でございます。そのようなことで、この具体的内容に掲げてありますとおり、この実情と主体性を尊重しながら、速やかに統合できるように調整に努めるといふように明記されておりますので、そのようにひとつ是非ともお願いをいたしたいと思えます。

次に、教育関係の欄に町の青年団ということで、鷹島町のみ掲げてありますけれども、本町の青年団におきましては、色々青年の行事の一環として元寇記念祭など色々な催しを現在も実施しておりますので、これにつきましても存続していただきますようお願いして、私の質問といたします。

終わります。

吉山会長

2ページの分の……。

大久保事務局長

今一応御質問ということでしたので、2ページの食生活改善推進連絡協議会でございますね。たしか松浦市、福島町は委員さんはおられるんですけども、協議会組織がないというか、そういうふうなところだったろうと思えますよ。そういうふうなところで、現に同じような活動をなさっておられる方は存在をしておる訳ですから、そのような中でどのように一つの団体としての一体性の確立のための統合を考えていくかというふうなことで、一応ここは載せておるところでございます。

それと、青年団については松浦市が空白でございまして、福島町が休止中ということでございますけれども、鷹島町を中心といたしまして、全市に青年団の組織が広げられればというふうなことも考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、シルバー人材センターにつきましては、鷹島町だけがそういう組織がないということでございますけれども、松浦市、福島町の方にはそれがございますので、これを基本

として、逆にこれは鷹島町までそういうふうな組織を広げていくというふうな期待を持ちながら載せております。

以上でございます。

吉山会長

ちょっと待ってくださいね。森委員が先ほどから挙げておられますので。

森委員

鷹島町の森でございます。私の場合、一つの要望になろうかと思えます。ひとつお願いをいたしたいと思えます。

私たち商工会は、先ほど事務局の方より詳しく内容的な説明もありましたが、現況についてちょっとお知らせをしておきたいことがあったものですから立たせていただきました。

私たちの経営というのは、小規模業者、いわば零細業者の相談窓口ということが、これが一つの大きなポイントなんでございますが、毎日税務関係、金融、その他経営と、かなりの人の出入りが激しいところでございます。そのような形がある中で、やはりどこでも通ってまいります商工会合併、もう当然これは大きくクローズアップしてまいりました。市町のこの合併が終わりますと、この問題が当然のこと、取り上げていかなければできないということになっております。

それについて、商工会法という、これは産業経済省の中から入ってくる訳ですが、この法律が目まぐるしく変わってまいります。例えば、13年に変わりましたのは、隣接町村の商工会合併ができるようになったから、急いで商工会はそのような形を進めなさいということでした。だが、そうなりますと、私たちのところは島ということが一つの大きなネックになってどうしてもできないということで、大分苦勞して、広域連携という形をとって、いろんな事業内容まで検討をして進めておりました。そうしたところが、昨年7月にまた法の改正がなされて、飛び地合併も、どこでも合併は可能ですよと、できるなら早くそれをやりなさいというような法の改正がなされた訳です。そうなりますと、また一から出直しです。大変私たちもこれにはほとんど困っておる訳ですが、それに併せて、もう既に皆さん方御承知のとおり、県の財政の逼迫ということは、もう新聞紙上にも載っておりましたので申し上げる必要はないと思えますが、それに準じて商工会支援制度の見直しということで大きく取り上げて、先日も課長、労働部長が来て、説明を商工会の会議所でやった訳ですが、それがどういう形で本当に大きく変革していくのか、商工会の支援制度の見直しというのは、徹底的

に大きく変えていきますよ。仕方がないから、あなたたちも自分たちと同じような形で頑張ってくださいということですから、その説明がまた今月20日の日にあります。それでまた、一つの方向性が変わっていかざるを得んと思います。

そのためにどうしていいか、今の段階で合併はしなきゃできないということは重々わかるのですが、今までの経緯、ここにありますように、早速そういうふうな合併というようなことを考えなさいというようなことで見出しが出ておりますが、一時余裕をいただかなければ、また法律がどうも変わりそうな点も出てまいりました。それもちょっと耳に挟んでおりますが、これは公布されておられませんので言いませんけど、そのようなことで、今ここに明記してありますように、速やかに統合ということにはいささか私たちも困惑しておる訳です。このことで、ちょっと一つの方向性をどうするかということはまだはっきりしておりませんので、そのような形で今進んでおるということをまずお知らせして、皆さん方に御認識をお願いしたいと思います。

それで、商工会として是非皆さん方の御理解をいただきますようよろしくお願いをしたいと思います。

なお、これは早くやった訳でございますが、市補助金に対してもよろしく御理解のほどお願いをいたしまして、大変失礼をいたしました。

吉山会長

永田委員、どうぞ。

永田委員

福島町の永田と申します。教育関係のところなんですけれども、福島町は前にもお話ししたと思うんですけれども、青年団、婦人会、老人会、青婦老連絡協議会ということで補助金をいただいている活動をしているんですね。現在は青年団の活動はちょっと休止ですけれども、婦人会と老人会は共にやっているんですけれども、合併したらどがんになるとじゃろうか、もしこのことが消えるようであれば非常に困るけん、もし抜けたりでもしておれば、ちゃんと言っておってもらえんかという老人クラブの連合会の会長からもお願いがあった訳なんです。本当に福島町はだんだん高齢化になってきているんですけれども、やはり今までやってきた活動は続けていきたいなという連合会の会長さんの要望がありましたので、一応ここでお願いをしておきたいと思います。

以上です。

吉山会長

太田委員、どうぞ。

太田委員

福島町の太田です。公共的団体の取扱いのところで、速やかに統合できるよう調整に努めるということで、鷹島の森委員が今わかりやすく御説明してあった訳でございますけれども、ここの「速やかに」というところの文言を少し変えていただかないと、私たちも一生懸命勉強をし、会員さんと、また役員さんとも話し合いをしていっておる訳でございますけれども、ここの「速やかに統合」というところの文言を「当分の間」というふうな感じに変えていただけないだろうかということをお申し上げたいと思います。

吉山会長

事務局長

大久保事務局長

ここでの公共的団体等の調整方針につきましては、合併特例法の規定をそのまま載せたような形をいたしております。合併特例法の第16条第8項をちょっと読んでみますけれども、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」、これが法律のそのままの文章でございます。

そのようなところで、それを基本にいたしたところで方向性としては載せておりますけれども、先ほどから御説明申しましたとおり、決して無理を押しつけようというものではございませんので、その辺はそう御理解をいただきまして、できますならばそういうふうな方向性に向かつてのそれぞれの団体での検討や調整等ができませんでしょうかということをお受けいただければと思いますけれども、そのようなところで御理解いただきたいと思っております。

吉山会長

よろしいですね。これは実は法律でそう書いてあるというのは、一体性を確立していく行動というのは、新しい市になれば必要になってこようかと思えます。そのことが法律で明らかに書いてある。

ただ、それぞれ事情が違う部分があるんですね。事情がそれぞれ違います。その事情の調整をやっぱり、速やかな一体性確保のための行動をしていくという方向性だけはきっちりし

ておくべきだろうと。事情を十分酌みながら、やれるところからずうっと統合していくという考え方がここに書かれておるんだということで理解をお願いしておきたいと思う訳です。

松瀬委員、どうぞ。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございます。そこで、この取扱いについてお尋ねをしておきたいと思いますが、大体これは合併してから取り組む訳でしょうからね。しかし、事前準備というのも、「速やかに」とここに書いてあるものですから、やっぱりすべきだと思うんですが、大体おろされるのはいつ頃、そして、どのような方法でということについて、事務局のお考えをただしておきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

この公共的団体等の取扱いにつきましては、やはり市町村の合併というのが基本になっておりますので、当然、市町村の合併の決定——決定と申しますのは、時期的に申しますれば、それぞれの各市町の議会によって議決がなされたとき、それ以降、それぞれの団体に対して、今後合併の準備を行政としても進めていきますけれども、皆さんの団体におきまして、このような合併特例法の規定によりまして、できるものでありましたら、一体性の確立というふうな方向性として、統合についての御検討をお願いいたしたいというようなことで、それぞれにお話を持って上がろうかなと思っております。

以上のようなところでございます。

吉山会長

よろしいですね。作業としては、もう合併の方向性が決まった段階から各団体にそういう要請行動をしていく。当然、新しく合併になってからもその作業というのは事情に応じて進んでいくという、そういうとらえ方を御理解賜っておきたいと思います。

その他ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、ここで協議第49号については確認をしたいと思います。公共的団体等の取扱いに関する事、このことにつきましては、1ページに記載されておる調整内容で確認してよ

ろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、それでは、そのように取扱います。

じゃあ、引き続きやりましょうね。協議第50号 一部事務組合等の取扱いに関するものを協議題といたします。

事務局、説明願います。

大久保事務局長

それでは、今日の最後の議事になると思います。協議第50号、協定項目23号、一部事務等の取扱いに関すること。

議案の1ページをお願いいたしたいと思っております。

まず、調整の方向性として8項目ございますけれども、これにつきましては、3ページ以降の調整内容の現況と併せまして、具体的内容の調整の方向性を御説明申し上げたいと思っております。

まず、今回提案いたしております一部事務組合等でございますけれども、これは地方自治法の規定によりまして設置しております一部事務組合について提案をいたしておるという状況でございます。

この一部事務組合は、普通地方公共団体や特別区がその事務の一部を共同処理するために設けた地方公共団体の組合でございます。現在、消防やごみ、し尿の処理など市町村の区域を超えた広域的な事務処理に活用されているところでございます。

この一部事務組合を構成する市町村が合併を行う場合は、当該組合の脱退や加入の手続、それから規約の変更の手続が必要となってまいります。合併関係市町村と構成市町村の関係によりまして取扱いが異なってきますので、新設合併の場合の一般的な取扱いについてちょっと御説明をいたしておきたいと思えます。

まず、合併関係市町村と構成市町村が全く一緒の場合、同一の場合ですね、または合併関係市町村が構成市町村を包括する場合、このような場合は当該組合は構成市町村とともに消滅をして、当該組合が所有する財産等は通常新しい市町村にすべて引き継がれるというようなこととなります。

それから、合併関係市町村が構成市町村の一部である場合は、構成市町村の脱退及び新市

町村の加入の手続が必要となります。

また、組合で構成する市町村が構成外の市町村と合併する場合は、構成市町村の法人格が消滅しますので、組合の脱退の手続が必要となります。この場合、組合で処理していた事務を新市町村として処理する場合には、もとの組合に対しては脱退の手続のみで終了しますが、引き続きもとの組合で事務を処理するには、改めて新市町村として組合への加入手続が必要となります。

いずれにしましても、引き続き組合で事務をする場合には当該事務処理をどの範囲で行うかについて、関係の市町村間で十分協議を要することとなります。場合によりましては、新市町村のうち、従前の構成市町村の区域のみで従来と同様の共同処理を行うということも考えられる訳でございます。

なお、合併に当たりましては、構成団体のうち、一つの団体以外のすべての市町村の合併により廃止となる場合は、廃止に伴う脱退の時点で、複数市町村による事務の共同処理という構成が消滅して、組合の財産や職員等に法律上支障が生ずることとなりますので、構成市町村のすべての協議によりまして、県知事の許可を得て、法的に引き続き組合として存続できるというふうなこととなっております。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、3ページ以降の現況の説明と、それから調整内容の御提案をあわせてここから行わせていただきたいと思っております。

3ページの最初は、伊万里・北松地域の広域市町村圏組合でございます。これにつきましては、私たちの1市2町を含む12市町村で昭和47年に設立をされ、ふるさと市町村圏計画に係る事業や、電算業務の共同処理等を実施していますが、合併後も引き続き組合で事務を処理する必要がございますので、これにつきましては、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入するというふうな調整の具体的内容といたしております。

2番目には、長崎縣市町村総合事務組合を上げております。これにつきましては、松浦市、福島町、鷹島町を含む6市46町村、そして、25の一部事務組合と2の広域連合が加入しておりまして、退職手当や非常勤職員の公務災害などの事務を共同処理する目的で平成8年に設立されたものでございます。

松浦市と福島町、鷹島町では、この一部事務組合で処理しています事務に実は差がございますことから、共同事務の内容について調整が必要となります。しかし、1市2町とも現在

組合に加入しているのは間違いないことをごさいますて、引き続き組合で事務を処理することになると考えられますので、調整の方向性としては合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。ただし、共同処理する事務については合併までに調整するというふうなことといたしております。

次は4ページをお願いいたします。

長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合についてでございます。これは福島町、鷹島町が加入いたしておりますて、全部で2市46町村の加入でございます。それで、松浦市ではこの業務につきましては市独自で処理を行っておるところでございます。

この組合は、従前は町村議会の議員に対する公務災害の補償や通勤による災害補償に関する事務を共同処理する目的で昭和43年に設立されたものでございますが、市町村合併の進展に伴い、現在組合に加入している町村が市になったり、近隣の中小市と合併した場合でも当該市の議会議員についても対象となるように制度が改正されております。

合併後の新市におきましては、独自での処理、またはこの組合への加入、更には先に御説明申し上げました一つ前の長崎縣市町村総合事務組合、ここにおいても、非常勤職員公務災害補償等事業において適用職員の範囲を市議会議員まで含めるような制度改正が行われておりますので、この三つの方法がございます。このようなことで、それぞれの制度の内容の比較検討が必要でございますので、調整の内容を合併までに調整するというふうなことにいたしております。

次は、長崎県5市6町競艇組合でございます。これは昭和43年に設立されまして、松浦市につきましては、昭和48年に加入して現在に至っております。構成市町は、松浦市を含みます5市6町でございます。これは組合が大村競艇場を借り上げて、モーターボート競走を主催することにより収益分配金を受け、市町村の財源として活用してきましたが、近年は売り上げ減少により平成14年度、15年度は収益金はなく、平成16年度は逆に事務費の負担金として約1,200千円を負担しております。

このようなことから、平成17年度事業の継続は確認されておりますが、18年度以降の事業につきましては17年度中に決定されることとなっておりますて、松浦市としては、加入から平成13年度までに約520,000千円の収益分配金を受けているというふうなこともございまして、今後の態度決定には他市町の状況を見ながらというふうなことを考えております。

したがいますて、現段階では新市においても引き続き加入するというので、調整の具体

的内容を松浦市は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入するというふうな調整方針にいたしております。

なお、17年3月に市町村合併に伴う構成、名称の変更予定があつておりまして、今後は長崎県広域競艇組合というふうな名称が変わる予定になっております。

それから、次は松浦地区の消防組合でございます。この組合は、常備消防及び救急業務を共同処理することを目的に昭和47年に設立されまして、松浦市と鷹島町を含む1市4町で構成されております。

今回の合併の関係で、現在、田平町が平戸市との合併によりまして、当組合からの脱退の意向を示されておりました。今後、関係機関との協議調整が必要なことから、調整内容を事務に支障がないよう合併までに調整するをいたしております。

それから、5ページでございますけれども、北松特別養護老人ホーム一部事務組合でございます。これは昭和44年に設立されまして、現在は鷹島町と江迎町、大島村、この三つで特別養護老人ホームの経営及び管理を行っております。

現在、今後の方針について組合内での協議が必要でございます。そういうふうなところで、調整内容を事務に支障がないよう合併までに調整するというふうなことにいたしております。

それから、次は北松北部環境組合でございます。これは平成11年の設立で、松浦市、福島町の他に田平町、平戸市、生月町で構成をされております。当組合の処理施設については、建設に伴う地域住民との約束並びに施設の処理能力の関係から、構成市町以外の一般廃棄物を処理することは困難でありますことから、旧市町の範囲での事務を共同処理することとなります。そのようなことで、調整内容を松浦市、福島町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市の旧構成市町の区域において合併の日に当該団体へ加入することで、当該団体構成市町との協議により合併までに調整するというふうな調整の方向性といたしております。

次は、6ページをお願いいたします。

松浦地区火葬場組合でございます。これは平成6年の設立でございます。松浦市、それから田平町、江迎町、鹿町町、吉井町で構成をされておりました。そして、火葬場の経営管理を行っております。ここにおきましても、吉井町において佐世保市との合併により脱退の意向が示されておりました。田平町については合併後も旧田平町の範囲で当組合に加入するというふうなことでされております。また、新市の範囲となります福島町、鷹島町の取扱い

等については、関係市町と十分な協議がこれからでございますことから、調整内容を事務に支障がないよう合併までに調整するというようなことといたしております。

なお、7ページ以降には1市2町に加入しております先ほどからの一部事務組合の概念図を参考までに添付いたしておりますので、これにつきましては後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

以上で一部事務組合等の取扱いに関することについての説明を終わります。

大変申し訳ございません。本今朝、資料を一部皆様にお配りいたしております。一部事務組合等への負担金等の状況調べというふうなことで、先ほどちょっと御説明した一組の松浦市、福島町、鷹島町の負担金、それと派遣職員数を記載したものでございます。内容は、平成16年度の見込みでこれは出してあります。

なお、消防の関係では、福島町さんは松浦地区消防組合には当然加入されておられませんけれども、福島町さんは伊万里市の方に委託ということで、現在は伊万里市の方に委託料、参考までにですけれども、16年度は66,714千円を伊万里市に対しての消防の事務委託ということで、そういう費用をもって消防業務についてはなされておるといような状況でございます。参考までにつけ加えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。すみませんでした。

吉山会長

ただ今協議第50号 一部事務組合等の取扱いに関することで、8項目の調整内容の提案説明が終わりました。

協議に入りたいと思います。質問、意見、ありましたら。友田委員、どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。本今朝、先ほど事務局の方から説明があったように、一部事務組合等への負担金の状況が出されて、これで私が質問したかったところの大方が理解できたんですが、といいますのは、議案が配布されたときに一部事務組合の中で長崎縣市町村総合事務組合のみにただし書きがついておった訳ですね。それで、共同処理する事務については合併までに調整するというふうに書かれておったものですから、では、どの部分がそれぞれ加入をしておられるのかというのが気になっておりました。

それが先ほど申し上げましたように、今朝配られた負担金の中で、ここに退職手当組合負担金から消防賞じゅつ金負担金まで、この六つの共同事務をする項目があつて、これを調整

するということなんだろうなということがわかったんですが、この金額を見てみますと、退職手当組合負担金というのが非常に大きな額が福島町さん、鷹島町さん出されておる訳ですね。松浦市の場合は大体加盟しておりませんので、年度ごとに予算を立てて、自分のところの一般財源から手当てをしているということから考えると、この退職手当組合負担金というのがどういう仕組みでこっちにかたっておった方がいいのかどうか、この辺がちょっと悩ましいところだったのかなと思うんですね、調整を図るという意味で。

我々も初めて退職手当組合負担金というのがわかったものですから、この辺をどのようにしていこうとお考えなのか、そして、この退職手当組合負担金というのは、これは職員さんの退職金なのかどうか、この辺をちょっと事務局にお尋ねしてみたいと思います。

吉山会長

じゃあ、事務局長。

大久保事務局長

すみません。現在、御加入の町の方から代表して御説明を賜りたいと思っておりますので、いましばらくお待ちください。一応これは職員の退職金の組合でございます。

小田鷹島町総務課長

鷹島町の総務課長の小田でございます。

ただ今の長崎県市町村総合事務組合の内容について、負担金ということでございますが、この長崎県市町村総合事務組合、退職手当負担金でございますが、これは昭和32年に設立されて、71町村が加入しておった訳でございます。

当初の設立の目的といたしましては、71町村の相互扶助的な考えで、71市町村の全体的な退職手当金を割り出しまして、3年毎に見直して、71市町村の一律の率で徴収して運営しておったということでございますが、それが現在の市町村合併が進む中で、やはり1県1事業ということで、市を取り込んだところの退職手当事業に移行しようということで、平成16年、今年度から新しい制度でスタートをいたしております。

そういったことで、前は県下市町村一律の率で徴収をされておった訳でございますが、16年度からは10年のスパンをもって退職支給額を割り出し、そして、その各自治体の退職予定者を割り出して支給額を割り出すと。その総支給額に見合うだけの率で各自治体に割り当てをするという制度に変更になっております。

そういったことで、10年のスパンでございますが、一応5年ごとに見直して行って、そし

て、負担金を多く納めた自治体については、あとの5年間でまた調整するというような制度に変更になっておりますので、これははっきり申し上げて、現在松浦市が今のその年の予算で計上しておるといふようなことではございますが、これが5年間の調整期間というようにことに置きかえていただければ結構かと思えます。

そういったことで、退職予定者の数が各自治体違いますので、福島町さんと鷹島町は率が違うということになるかと思えます。多分鷹島町の場合は1,000分の190で5年間はいくというようなことではございます。

本町の場合は、16年度は66,504千円ということではございますので、5年間はこの額は変わらないということになるかと思えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。行政の中身なんで、余りここで深く掘り下げるのはどうかなと思うんですけども、松浦市の代表である我々にとっては初めて退職手当組合負担金というのを聞いたものですから、要は今おっしゃるように、単年度に大きなお金を出すとそれだけ一般財源の負担が大きくなって、ほかの事務事業に支障を来す訳ですから、そっちが得なのかと思うんですが、今相互扶助の関係でやっていますよということであれば、今度制度が変わって、今おっしゃる話では退職に見合った分はそれぞれお金を払いますよということなんで、相互扶助という考えもなくなったということなんですかね。ちょっとその辺がよくわからない。

それともう一つは、これは新市で今度協議されるんでしょうが、入っていくと、一概に社会的な構造から考えて、今後団塊の世代と言われる方々が合併後に大きく退職なさる訳ですね。その5年間のスパンを見て云々ということであって、退職組合に入って、確かに退職のお金はそこから来るかもしれないけれども、この総合事務組合の手数料というか、事務費等々を加えて払うと、実際は単年度で払った方が、5年間ぐらいのスパンならですよ、これからはばっといってもそんなに変わらないんじゃないかなと。かえってその経費を払う分だけ大変なんじゃないかなとか、初めて出されてよくわからないものですから、もうちょっと退職手当組合というものの金額が余りにも大きいものですから、今後加入するときにやはりどうなのかどうか、ちょっとその辺気になるものですから、何か資料があれば出していただきたい。そのあたりの詳しい内容がわかるようなものを我々も持ち帰って協議をしたいと、その

ように思いますが、事務局としてはいかがでしょうか。

吉山会長

退手組合の基本的な考え方ですが、市のレベルになりますと、職員の数がトータルとして多い訳ですね。そうしますと、年間変動というのはさほどないんです。ところが、町村のレベルになってくると、実は単年度で4名ぼんとおったり、ある年はゼロであったりと、そういった部分で予算主義でいきますと、予算立てで退職手当をやっていくという方式でいきますと、年度の変化が激しくなるという部分等々があつて、それは町村の共通の実は悩みなんですね。それをお互いにこの年はうちは少ないんだけど、ちゃんと出していこうと。来年度多いからということの中での相互扶助の関係の中で運営をするというのが、実は退手組合の本質的な考え方であると。

ところが、この合併がいきますと、その部分のマイナス分というのは確かに薄まっていく訳ですね。合併することによっては大きくなっていくということ。そういった部分があるんですが、実は10年のスパンで考え方を整理していこうと。その中で5年で見直そうという部分がありますので、それらのことをきちっと整理しないことには調整の方向づけができないという部分があつて、この調整の内容だろうというらえ方をしておるんですけどもね。

はい、どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。会長の言われることはわかるんですね。市のレベルでは、今後、新市になって退職者の数というのはしっかりわかる訳ですね。ある程度ばらつきはあるかもしれないけれども、わかる訳ですね。そのときに私が申し上げているのは、このまま負担金は——松浦は入っていない訳ですよ、今。松浦市が入らなくても今までやってこれた訳ですね。今後、市になって退職者の数もわかるというふうになると、ここに入っておく必要があるのかどうか、その辺はここに入っていることによって、やはり40,000千円とか60,000千円とか大きなお金ですから、例えば、このうちの何%が事務手数料ですよなんて話になりますとね、その事務手数料を払ってまでやる必要があるのかなというふうに思うものですから、そのあたりがちょっと心配だということと、例えば、今後調整をして松浦市も入れば問題ないかもしれませんが、いや、これはじゃあ新市として退手組合とか、あるいは総合事務組合全体からも脱退しますなんて話になったときに、消防組合の中でもあるように、例えば、脱退する場合については、それらに対しての償還金等を払えとか、いろんな問題が出てくるんですが、

仮にこういった問題でここを整理して、今松浦市が入っているような姿に整理したときに償還金等々の発生というのはいないのでしょうか。

吉山会長

だから、私の理解しておる部分で見ながら言いますと、そういう等々の諸々のことを更に詰める必要がありますので、合併までに調整をして、事務組合には入るけれども、入る事務内容については、退手も含めて入るのかどうなのか、そういった部分についてはこれからの調整作業をさせていただきますよという意味だというところをしております。

ちょっと待ってくださいね。どうでしょう。時間がずうっと長くかかっておりますので、若干休憩しましょうかね。30分まで休憩にします。

午後 4 時23分 休憩

午後 4 時30分 再開

吉山会長

それでは、再開いたします。

先ほどからの質問について事務サイドから答えさせることにいたします。

小田鷹島町総務課長

ちょっと整理をしておきたいと思います。

先ほどの友田委員の御質問でございますが、事務費を徴収しているのかということでございますが、これは事務費は一切入っておりません。事務費の負担は求めておりません。

先ほど申し上げましたように、この退手事業につきましては、昭和32年から始まって平成15年まで相互扶助的な考えで、71町村一律の定率で負担して、そして、支給をしてきたということでございますが、合併がこのように進んできたところ、この制度ではどうしてもそぐわないということで、今年度からは新しい制度に移行いたしております。そういったことで、新しい制度については、先ほど御説明したとおりでございます。

ここで一つ問題になってくるのは、松浦市が退手組合の加入していないという問題でございます。そうした場合、もし、新市になっても加入をしないという状況になれば、今まで相互扶助精神のもとでそういった退手組合を運営してきたものですから、はっきり申し上げて、その負担と給付のバランスが崩れた自治体が多くあります。そういったことで、福島町さんも、鷹島町も大きく給付が上回っております。額にいたしまして、一応福島町さんが約 388,000千円、鷹島町が 306,000千円という給付が上回っているところでございます。これは平

成15年度までの一応数字でございまして、このような高額な数字になっておる訳でございます。参考まで申し上げますが、北松浦郡の13カ町村につきましては全部、負担より給付が上回っているというような状況になっておる訳でございます。

そういったことで、新市になって松浦市が加入をしないということになれば、一応退職負担金条例の中で脱退する場合は清算をしますというような条項がございます。そういったことで、加入しないとなれば、これを清算という形になりますので、この額は一応退職手当組合に納付しなければいけないという状況になります。ただし、この新市になって松浦市が加入しようということになれば、このオーバーしております約7億の給付増については、退職手当組合は求めないという、これははっきりした組合議会でも確認をされているところでございます。

ただし、これはそこで一応ゼロになるかということではございません。ただ加入しておれば、負担を求めないということでございますので、潜在的な負債は残るというような状況になろうかと思えます。

吉山会長

何かそういった部分等々も含めながら、実は松浦市が加入したときにどれだけの負担金を毎年必要になってくるのかという作業等々もこれから必要であり、そういった意味合いも含めて調整をこの分について、どの事務に加入をするのかについての調整を合併までに行うということで、今回の提案ということでございます。

友田委員

すみません。松浦の友田です。しつこいようですけれども、初めて金額が出たものですから、我々も以前にこの資料が出ていなかったものですから、今朝見たものから、我々も議会として、現段階では議員として行政の中身について審査をしている立場でございますので、ちょっとこのあたりは新市に引き継がれるのであれば、ちょっと十分に検証しておくべきだろうと思うものから、しつこいようですけれども、質問をさせていただきたいと思えます。

ですから、新市になって入った方がベストであるのかどうか、まだ結論出ていないということなものですからね、その辺のところもある程度数字としてあるのであれば、出していきたいと思えますし、松浦市としては加入した場合に大体どのくらい、先ほどでは1000分の190とかという数値が出てきましたので、松浦市としてはどのくらいの負担になるのかと

いう点と、互助の精神でやってきたものだから、北松の13カ町村すべてマイナスになっていると。脱退した場合については、やはりその分については返還をして脱退をしなければならないということなんですが、現松浦市も新市になって加入した場合に、その70,000千円、69,400千円ですか、これについては上乗せされて、毎年の支払いにオンされるとか、そういうことはないのでしょうか。普通考えれば、やっぱりどこかでマイナス分は取り返さないと、全体のバランスはとれないのかなと思うんですけど、それが互助の精神ですよと言われてしまえば、そうかなと思うんですけども、ちょっとそのあたりが詳しくわからないものですから、やはり我々も議会を代表してここに来ている以上は、持ち帰ってきちっとその報告する義務がありますので、そのあたりはわかるのであれば教えていただきたいと思ひますし、冒頭の質問で私が要求した資料については、お出しいただけるものかどうか、その点についてもお聞かせをいただきたいと思ひます。

小田鷹島町総務課長

福島町と鷹島町で約7億程度の過不足分があると、不足分があるということですが、これはもし新市になって加入すれば、負担を求めないということですが、これについては後年度に上乗せしていくということもございません。

宮本委員

私は理事長をいたしております。細かいことはわかりませんでしたけれども、今日この問題が出てきますので、あらかじめ資料を用意してまいりました。退職手当組合に入った場合のメリットはどうかということから、ちょっと御説明をしたいと思いますけれども、そもそも職員の退職という行為に基づいて支給される臨時的義務費であり、各年度で退職者にばらつきがあり、その都度、財政措置を講ずるのは市町村財政の運営に支障を来すおそれがあるということから、この制度がされました。各年度の定年退職者の増減にかかわらず、5年間を1サイクルとして、5年間同じ負担金を納付することによって、単年度に多額の退職手当が必要となっても、特別な負担金は必要とならない。また、事務の共同処理をすることで、財源運用の効率化が図られまして、あわせて市町村財政需要の均衡を図ることができるというのがメリットになっております。

それで、先ほど友田さんがおっしゃったように、事務費はどうかということですが、事務費は組合がこれまで積み立てていた事務費基金を充てることで、原則として新たに事務費をお願いすることはありませんということです。

それと、これは佐世保市が世知原と吉井を合併するのに、編入合併でありますけれども、このときに両町あわせてやっぱり4億ぐらいあったんですかね。入らんならば、これを返さにやいかんのかという話です。入らんなら返さにやいかん、入れば返さんでいいのかという質問が出ておりますけど、公文書で出しております。組合に加入した場合は、2町の退職手当は不足分は要りませんということです。それから、不足額が4億ぐらいあるけれども、新しい市に加入して、ずっとその4億というのは、佐世保ですが、佐世保市にずっとつきまどっていくんじゃないか、不足額がですね。4億がずっと永久につきまどっていくんじゃないかということですが、それもあります。一定の負担でよろしいという答えです。それは先ほどうちの総務課長が話しましたように、相互扶助の精神でそういうふうになってきている。ですから、入ってもらった方が得策であることはもうはっきりしておる。ただ、金額がこれこれしかじかですというのはまだわかりせん。福島、鷹島の退職者の予定がまだ出ておりませんから、我々ではわかりませんが、出てくれば、金額的にも出てくると思うんですね。そういうことです。よろしくお願いします。

そして、例ですけれども、長崎市は十分基金は40億ぐらい持っているんですけれども、この際、入りましょうと。いわゆる6町入りましたね。これでこの6町の不足額が大体10億ぐらいあるんです。この10億ぐらい一遍で払い切りますよということですが、せっかく私どもの勧誘もあったこともありまして、入りましょうと。そして、積み立てております40億の基金は全部一部事務組合に上げますと。それから、佐世保も二十四、五億ぐらいですかね、基金持っておりますけれども、今申し上げました2町を含めて、全部積立金は事務組合に上げますと、積み立てますということで、一挙に70億ぐらい増えたんですね。今、基金を70億持っていますから140億ぐらい、ざっとですがね、なると。佐世保と長崎が入る方向でありますから、非常に一部事務組合が豊かになってきたということでございます。参考までです。

吉山会長

そこで、松浦で今現時点で試算しておる状況でしょう。

山崎松浦市総務課長

幹事の松浦市の山崎でございます。先ほど友田議員の御質問の中で、松浦市が加入した場合の負担金の金額はどれぐらいになるかという御質問でありましたので、お答えいたしたいと思っております。

平成17年の1月1日現在の職員数と現級で試算をされております。まず、単年度の支出が

一般職で 157,115千円となります。それから、特別職で 7,578千円ということになりまして、合計で 164,693千円ということになります。そのときに総合事務組合の方で試算をお願いしたんですけれども、そのときに同じ時期で福島町が 62,118千円になります。それから、鷹島町さんが 48,313千円になります。1市2町の新市での負担金が 275,125千円ということになります。新市が加入した場合の金額は以上のとおりでございます。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。先ほどからちょっとよくわからんとですけれども、6億とか、世知原、吉井が4億とか、みんなもらい過ぎて、納めている額が少なくて、余計もらい過ぎておるという話なんで、入れば、この金は誰が大体どがんやって払わすんですか。新しく入ってきた、例えば、長崎とか、佐世保とか、松浦がその分を負担していくという形になるのか。そうじゃないんだ、これはもう永久に払わなくていい。永久に払わなくていいということはどういうことかな。この負債額はずうっと残っていくという形になりますか。どこかで清算する必要はあるんですよね。だれかが。しなくていいんですか。ちょっとよくわからんとですけど、意味が、話されている意味が、入ったら払わんでよかばってん、抜けたら払わにゃいかん、でも、その金は残っとつとは残っとるんじゃないと思うんですけど、どがんなるんですかね。ようわからんとですけど、意味が。もう少しわかりやすく説明してもらえませんか。

山崎松浦市総務課長

まず、各団体の負担金で納め、それに基づいて退職金の給付を受けます。そういうことで、一応先ほどからの説明のように、各団体とも昭和32年から平成15年までは、職員規模で大きな町も、小さな町も同じ率で 1000分の42ということで一律の金額で負担金を納めてきたという経過がございます。この中で結局、各団体の負担金は各年度の職員の給料総額、これに 1000分の42を掛けて出してきているということでございます。その場合に、10名ぐらい退職者がおるところ、または、一、二名のところ、同じ金額で納めてきている訳でございます、その給付は10人分、2人分と差が違う訳です。そういう中で負担金を納め過ぎてきたところと、給付の方が多かったところ、負担金を少なく納めてきたということがございます。そういうことで、負担金を多く納めてきたところと少なく納めてきたところの違いが出てきておる訳でございます。

16年の3月31日現在で負担金を少なく納めてきたところ、負担金を少なく納めて多くの、それ以上の退職金の給付を受けてきた団体は長崎県内で59団体あります。その不足分は113億という不足金額が出ております。それから、負担金を多く納めてきたところが46団体あります。その多く納めた金額が県内で95億ということになっております。

それから、例えば、平成16年の3月31日現在で基金を70億抱えております。そういうことで、例えば、先ほどから出てまいりましたように、新市で1市2町の新松浦市が総合組合に入ります場合は、先ほどの2町の不足分695,000千円が不足しておりますけれども、その分は新市で組合に入れば清算しなくていいと。ただ、そのまま負債としてずうっと残って引っ張っていきますよという形になります。ただ、途中で何年か後、何十年か後、わかりませんが、途中で新松浦市が総合組合から脱退するという事態になった場合は、その段階で今までずっと持ってきておりました695,000千円を清算せんばいかんという形になります。今の段階でずっと組合に入れば、695,000千円は清算しなくていいんですが、ただ、問題はそれをずうっと持ったままになりますので、70億の基金が将来どうなるのかということは我々も考えんばいかんというようなことで、松浦がどうするかということを検討するときに、総合事務組合に来ていただいているいろいろ協議を3回か、4回か続けました。その中で私たちが今ちょっと心配しているのは、先ほど申し上げましたように、負担金を納め過ぎて、たくさん納めて、それより少なく退職金をもろうた団体というのが、先ほど申し上げましたように、46団体、金額で95億というのを納め過ぎております。この中には一つの町で10億以上納め過ぎておるといふ団体もある訳ですね。ただ、総合事務組合のお話では、そういう46団体が納め過ぎておりますので、納め過ぎですから返還してほしいとか、還付してほしいという意見が上がっていますというようなことで、総合事務組合の説明があっております。それをどうするのですかというようなことで、95億を返すという訳いかん訳ですね。70億の基金しかありませんので、95億を返すということになりますと、25億不足するということになりますので、それはどうするのですかということをお聞きしたら、ある程度の償還はせんばいかんだらうというようなお話で、その償還の内容等については、今、先ほど鷹島の課長さんからお話がありましたように、16年から20年までの5年間は各団体それぞれ個別の率を掛けて負担させますけれども、その20年が終わった21年度の段階で、今後どういうふうになんば過ぎの団体に返していくのかを検討するというようなお話を伺っております。

そういうことで、ある程度70億をずっと維持できるならば、新市になって入って、265,0

00千円の負債があっても、それを償還しないでずうっと引っ張っていくことができますけれども、私たちが心配しているのは、その納め過ぎの団体にどれだけの金額を返還していくのかというのが、今の段階で決まっておられませんので、そこが不安になっているところであります。

現状は以上のとおりでございます。

吉山会長

大体姿が見えてこられたかなと思うんですが、これらの調整を、はい、入りますというのをここで決めるという訳にはいかないという、そういう内容のいわゆる長崎縣市町村総合事務組合については、共同処理する事務については合併までに調整するというのを、附帯した調整内容になっておるところでございます。

今の実態についておわかりいただけたと思います。そういう状況下にあります。

その他。寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。今の問題ですけれども、それぞれの担当の説明でほぼの方向はわかる訳ですけれども、最終的に、いつが最終的になるのかわからんということが一つと、例えば、今度どれだけの新しい市がそれに加入するか、そしてまた、退職組合として今後どういう運営をなされていくのかというのが一番この問題のかぎじゃないかと私はこう思う訳でございますけれども、先ほどから話としてはわかる訳ですけれども、これは福島町さん、鷹島町さんだけの問題じゃないと、私は全県的な問題としてとらえていく必要があるんじゃないかと、こう思う訳ですね。

従いまして、これにつきましては、先ほど鷹島の町長さんの方が資料も持ってきておるんだというような話でございますので、一部参考資料としていただけるものであるならば、そういうものを含めてひとつお互いが慎重に検討も重ねる必要があるんじゃないかと、このように考えておるところでございますけど、その資料についていかが、提示していただけるものでしょうか、どうでしょうか。

吉山会長

今ある資料ですね。先ほどの話等々についてはもう公表された訳ですんで、できると思います。ただ、具体的に前段であった各市町が今からどういう動きになるのかというのはまだ定かでない部分がある訳ですよ。ですから、そういった部分を考えていきますと、この調

整するという内容の段階で、この2月の頭ぐらいまでに方向づけできるかどうかという部分が、前段の部分が非常に難しい状況かなという判断もするんですね。

そういう状況からしますと、今、そろえられる部分については出せると思うんですけども、そのことをすべて県下の情勢がどうなるのかということまで確認できないことには、この調整が確認作業ができないということではちょっと期日が間に合わないかということにつながっていくおそれがありますので、そこら辺ちょっと整理しながら出さなくちゃいんかと思えます。

宮本委員

今お話がありました。じゃ、どこどこ加入しているのかということですね。加入の内容ですけれども、長崎市が今度はっきり加入をしていただきました。佐世保も九分九厘、もう時間の問題と思いますが、回答が出ておりますから、これも入るでしょう。あと対馬、壱岐、五島ですね。それから、西海、西海市というのは、これは九町ですから、全部そのまま入る訳ですから。平戸と松浦と諫早。諫早は17億くらい基金を持っておりまして、そこに合併する6町の過不足額が4億くらいですか。それは諫早市が払いますと。だから、一応合併をして、新市がスタートして、新市長が決まった時点で入るか、入らんかを決めますと。平戸は大体九分九厘入るような話を承っております。ですから、今のところうやむやなのが松浦と諫早市、あとは全部加入だということですよ。参考にまでですけどね。

寺澤委員

松浦の寺澤ですけど、この制度そのものが相互扶助の精神に基づいて設立をされて、運営されておるといようなことでもございますし、各お尋ねをということになっても、限界もあると思えますけれども、これについては定款そのものもあるんじゃないかと私は想像する訳ですけども、今後の運用なり、そういうものについては5年ごとの見直しというようにことのございますから、そういうものも一応参考に支障がなければ出していただいて、ひとつ大事なことでございますので、将来にわたって、検討させていただければと、そのように考えております。

吉山会長

もう今日の協議のあれもちょっと時間が厳しくなってきました。まだまだ問題が深い部分がございます。寺澤委員から求められた資料も必要かと思えますので、本日はこのくらいにして、質疑をとどめ、継続協議ということにしたいと思えます。何か。

寺澤委員

もう一つ、これは松浦地区消防組合の関係のことでお尋ねをしてみたい。

このことにつきましては、調整の内容については、事務に支障がないよう、合併までに調整をするということに謳われております。私も消防組合の議員の一人でもございますので、これは御案内のように、平戸市と合併をするということになっております田平町さんが今の松浦、特に鹿町、江迎、田平という形の中で昭和47年から違った行政が一つになって消防議会として活動をしてきております。これ財政的には田平が130,000千円ということで年々負担してきておるだけでございますけれども、問題はやはり救急救命にしても、防火にしても、それぞれの人材を養成して、その組織の運用をしてきておるという背景がございます。したがって、この問題はただ単に平戸と合併をするからということで田平町の脱退を、それじゃしようがないなという簡単なもんじゃないんじゃないかなと私はこのように考えておるところでございます。総務省の方向としても、人口10万人に1消防組合というものが目指されておるとことを考えますときに、非常に財政的なものと人的なものを含めて、大変田平町が脱退ということに了承するというにもしなかった場合は、大変なすべてのものに重圧がかかってくると、私はこのように考えます。良心的に福島の町長さんの方からも、将来にわたっては松浦と一緒にというようなありがたいお言葉をいただいておりますけれども、それにもなおして、やっぱり組織的には不十分な問題がある。

だから、このことはどうこうということじゃなくして、慎重な上にも慎重にひとつこの問題については検討を重ねる必要があるんじゃないかと思いますが、ただここでは事務に支障がないよう合併までに調整する。そういう事務の支障ということをどういう意味を含めておられるのか、そのことについてお尋ねをいたしておきます。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

松浦地区消防組合でございますけれども、これはもう基本的には、事務というふうな書き方をしておりますけれども、住民の消防、救急の業務に、住民サービスの滞ることのないようというふうなものを基本にしたところで記載をいたしたようなところでございます。

どうしても構成市町が現在1市4町でございますので、田平町の問題につきましても、現在加入しております松浦市、鷹島町のみならず、また、江迎町、鹿町町とも、構成市町村が

一緒になった協議をここではする必要がございますので、一応協議会としてはやはりその協議の行方も見守りながら、またそして、松浦市と鷹島町につきましては、当事者としてその中に入らせていただきまして、住民の支障がないように調整をしていただきたいというふうなところで、こういうふうな記載をいたしてとところでございます。

寺澤委員

寺澤です。住民に支障がないようにということですので、調整というのがどういう意味を含めるのかわかりませんが、結局、現状維持ということもあり得るという、場合によってはね。調整ということは、あくまでも希望は田平町脱退という申し入れをされておる訳ですから、この脱退ということで調整ということのみじゃなくして、現状維持ということもやっぱり範囲に入れた一つの調整ということをしていかなければ、住民の支障を来さないということにはならんのではないかと思います、そのことについての見解はいかがでしょう。

吉山会長

これは私の方から。まさしくその方向等も含めた調整になってきます。このことは実は私も合併協議会でどうだこうだという議論の以前に、今の段階は田平町が申し入れがあつておるといふ状況ですね。それも平戸の合併協議会でそういう方向付けをしたんで、消防組合から外れたいという、そういう申し入れがあつておる段階です。これは結局は松浦地区消防組合がどのように方向付けをするか、そのことに実はかかつておる訳です。松浦地区消防組合として、申し入れがあつておることについてどう結論づけていくのかというのが大事なことになってまいります。もちろんそのことは福島町さんからのあいつたお話があつたこと等を受けながら、伊万里の消防局との調整だとかというものも当然今度は松浦地区の消防組合として対応しなくちゃならない部分というのはかなりございます。あるいはまた、平戸市の消防局の考え方が正式にはどうなのかということの調整作業というやつも、松浦地区消防組合として実は必要な作業なんですね。このこと自体がまだ実は進んでおらない段階でございまして、ここで協議会の中で方向づけというのはなかなか難しい状況にあるんですが、寺澤委員がおっしゃるように、地域住民皆様方にとって非常に影響を及ぼす課題でございまして、合併協議会としてのそういった強い意見があつたということ踏まえながら、消防組合としても事務作業を進めていただけるように、協議会の会長としてそういう御意見があつたということをとらえて、行動していきたいと思っております。

今日はもう5時回りました。一旦その他の今回のこの協議内容の協議第50号のそのほかの

調整項目等々も含めながら継続協議といたしたいと思います。御要望のあった、御要請のあった資料等々については、できる限り提示しながら、次回具体的に方向づけをしていきたいと思っています。

大体用意しました協議五つございました。そのうち三つを継続協議としながら、二つの協議を調べていただいたところがございます。次回にさらに詰めた協議をしていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡等々は。

大久保事務局長

回りの協議会でございますけれども、順番は松浦でございます。1月26日でございますけれども、午前10時。ちょっと今度は会場が見つかりませんか、十分に調達できませんでしたので、松浦シティホテルにおいて次回は開催いたしたいと思っております。1月26日の10時でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

吉山会長

よろしいですか。1月26日、回りの協議会を松浦シティホテルで開催をさせていただくということにいたします。

そしたら、長時間にわたって組織機構だ、あるいは一部事務組合の問題等々、それぞれのお立場で御質問、そして、御意見等々をいただいた訳です。次回に改めて協議を継続させていただこうと思っております。

年の始めということで、本当に皆さん方、お忙しいにもかかわらず、長時間こうして対応していただきまして、厚く御礼を申し上げながら、あと一息、二息という気持ちを込めて協議調整を進めていきたいと思しますので、これからもよろしくお願いいたしますと思します。

本日はまことにありがとうございました。

午後5時6分 閉会